

衆議院 經濟産業委員會會議錄 第九号

平成十四年四月十二日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 谷畑 孝君

理事 伊藤 達也君 理事 竹本 直一君

理事 中山 成彬君 理事 鈴木 康友君

理事 田中 慶秋君 理事 河上 覃雄君

理事 遠増 拓也君

小此木 八郎君 大村 秀章君

梶山 弘志君 小西 理君

阪上 善秀君 新藤 義孝君

根本 匠君 林 義郎君

平井 卓也君 増原 義剛君

松島 みどり君 茂木 敏充君

保岡 興治君 山本 明彦君

井上 和雄君 生方 幸夫君

川端 達夫君 北橋 健治君

後藤 茂之君 中山 義活君

松原 仁君 松本 龍君

山田 敏雅君 福島 豊君

土田 龍司君 大森 猛君

塩川 鉄也君 大島 令子君

西川 太一郎君 宇田川 芳雄君

經濟産業大臣 平沼 赳夫君

総務副大臣 若松 謙維君

經濟産業副大臣 古屋 圭司君

政府特別補佐人 根來 泰周君

政府参考人(公正取引委員会委員長) 増井喜一郎君

政府参考人(金融庁総務企画局参事) 増井喜一郎君

政府参考人(公正取引委員会事務局) 鈴木 孝之君

政府参考人(公正取引委員会事務局) 鈴木 孝之君

政府参考人(公正取引委員会事務局) 榎崎 憲安君
經濟取引局取引部長
經濟産業委員会専門員 中谷 俊明君

委員の異動
四月十二日

伊藤信太郎君 補欠選任 新藤 義孝君

梶山 弘志君 小西 理君

山村 健君 井上 和雄君

同日 井上 和雄君 補欠選任 梶山 弘志君

小西 理君 新藤 義孝君

井上 和雄君 伊藤信太郎君

山村 健君

四月十一日 脱原 兎への政策転換に関する請願(穀田恵二君紹介)(第一七三三号) は本委員会に付託された。

四月十一日 循環型社会の形成に関する意見書(栃木県議会(第四一七二号) 商工会と商工会議所の合併を円滑に進めるための法的環境の整備に関する意見書(徳島県議会(第四一七三号) 中小企業への金融支援の充実に関する意見書(埼玉県議会(第四一七四号) 浜岡原子力発電所一号機事故に対し防災対策の見直しと強化に関する意見書(静岡県金谷町議会(第四一七五号) は本委員会に参考送付された。

本日(の)會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

○谷畑委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として公正取引委員会事務局經濟取引局長鈴木孝之君、公正取引委員会事務局經濟取引局取引部長榎崎憲安君及び金融庁総務企画局参事官増井喜一郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○谷畑委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○谷畑委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木康友君。

○鈴木(康)委員 民主党の鈴木康友でございます。まず初めに、今回の改正の焦点であります一般集中規制のあり方について御質問をしたいと思います。

独禁法制定時に、事業支配力を排除するという目的でつくられたこの一般集中規制でございますけれども、時代の変化とともに、私は今やその役割が随分と形骸化しつつあるのではないかと、ふうに思うわけであります。今改正で、いわゆる総合商社などの過度の事業支配力を排除するという目的でつくられました九条の二が撤廃されるこ

ととなりますが、九条自体も私は根本的に考える時期に来ているのではないかと、ふうに思います。

三井住友銀行などという、違った財閥の系列の銀行が合併をして新しい銀行ができるような時代でございます。違う企業グループや系列でも、もう時代の波に抗し切れずに合併をするということもなっておりますし、こういう一般集中規制を残している国というのは日本と韓国だけということ、グローバルスタンダードにも合わなくなっているということもありません。

あるいは、世の中全体として、事前に規制をしていくという時代から、何か問題や不都合があれば事後的にそれを処理していくという事後チェック型へと、規制緩和も進んでおります。私は、こうした事前に取り締まることで得られる社会全体の経済的利益というふうなものよりも、それによって失われる機会損失の方が大きな時代になつていっているのではないかと思います。

そうしたような理由から、この一般集中規制自体の撤廃ということも視野に入れる必要があらうかと思つておりますが、その点について、まず委員長の御所見をお伺いしたいと思います。

○根來政府特別補佐人 本會議でもその点お尋ねがございましたけれども、確かに、この独占禁止法ができました昭和二十二年当時と、それから大改正が行われた昭和五十二年、そして規制改革、構造改革が行われている今日と、経済実態が大きく変化していることは事実だと思つてございます。

ただ、独占禁止法の趣旨というものは、申し上げるまでもなく、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法の禁止、それから事業支配力の過度の集中の防止という二本立てになつていっているわけでございますが、それでは、現在の日本の經濟構

造というのは、事業支配力の過度の集中のおそれ
というのには全くないであろうかということ調査
しましたところ、やはり株式の持ち合いとか、あ
るいはその株式の持ち合いを通じた取引というよ
うなことがまだ存在しておりまして、そういう経
済実態から見ると、今直ちに一般集中規制を廃止
するというのは時期尚早ではなからうかというこ
とでございます。

したがって、本会議でもお答えいたしましたし
たように、現時点ではまだ廃止する必要がないん
じやなからうか。おっしゃる通りに、将来的には
やはり廃止する必要も出てきようかと思えます。
その点、否定するわけではありませんが、現時点
では必要がある、こういう考え方でございます。

○鈴木(康)委員 とにかく時代の変化が速いわけ
でありまして、それに残されぬように注
意をしながら、ぜひこの問題については今後とも
取り組んでいただきたいと思えます。

さて、二番目に、本改正によりまして、今回、
事業再編などが非常に容易になりますし、そうい
う意味では企業の国際競争力というものも大いに
図られることになると思えます。しかしながら、
一方で、そうした大規模な企業と中小企業の格差
の拡大というものも懸念されてまいります。こう
した大競争時代に産業競争力を高めなさいとい
うという国家的な課題もありませんし、反面で、日
本の屋台骨でありました中小企業の健全な育成と
いうこともさらに重要な課題としてあります。

一見この矛盾するような二つの課題を抱えなが
ら、そうしたものをともに包含しながら日本はい
かなきゃいけないわけですが、何らかの形
でこうした中小企業政策というものを担保されな
ければならないと思えますけれども、この点はい
かがでしょうか。

○根来政府特別補佐人 大きな前提として申し上げ
れば、独占禁止法というのは、もうこれは十分
御承知のように、特定の企業を保護するというこ
とではないのでございますけれども、やはり競争
というの強いところと弱いところがあるわけ

ございまして、その競争条件をやはり平たくする
ということもある意味では必要でございますし、
あるいはその競争というのには、公正な競争とい
うことが大変重要なことでございます。だから、公
正な競争を通じて力の弱い中小企業を保護してい
くということも、ぜひとも我々がやらなければな
らない問題だろうと思っております。

ですから、抽象的に申し上げれば、結果的に中
小企業を保護するというのを念頭に置いて、公
正な競争条件の確保、不公正な取引方法の禁止と
いうことについて力を注いでいるつもりでござい
ます。

細かく申し上げればいろいろございまして、
も、細かく申し上げますか。(鈴木康委員)いや、
結構です、大体の考え方で「と」呼ぶそうですか。
またお尋ねがあれば細かく申し上げるつもりで
おります。

○鈴木(康)委員 今、御回答いただきました。公
正な競争条件、あるいはそうした土壌の確保とい
うのが大きな役割だと思えますけれども、先ほど
申しましたように、だんだんと事後チェック型と
いうふうになってまいります。監視あるいはチ
ェックというものが公取の役割としても非常に重
要になってくると思えます。その点については後
ほどまた御質問させていただきたいと思えます
けれども、ぜひその観点も踏まえていただきたい
というふうに思っています。

さて、三番目に、もう一点、本改正についての
御質問をしたいと思います。

今度の改正で、いわゆる銀行同士の議決権保有
制限というものが原則として自由化されること
になります。しかしながら、いわゆる金融機関以外
の事業会社については従来どおり五%ルールとい
うものが残されるわけでありまして、しかしなが
ら、金融審議会が出しました銀行の株式保有に関
する報告などによりまして、いわゆる新しくでき
た創業間もない企業あるいはベンチャー企業など
に銀行が出資をして、会社が立ち上がる時に支
援をするという起業支援が一定の役割を果たして

いるという指摘もあります。

御承知のとおり、今後日本は、新たな産業を力
強く創造していかなきゃいけないという国家的な
課題があるわけでありまして、そうしたことを考
えますと、金融会社以外でも、例えばベンチャー
企業などへ五%を超える議決権の保有を認めるな
どのいわゆる特例措置というものも認めていくこ
とも必要ではないかと思っております。こ
の点について御意見を伺いたいと思えます。

○根来政府特別補佐人 確かに、ベンチャー企業
に対する金融ということは大変必要なことだとい
う認識であります。

今の独占禁止法でどういことが出来るかとい
うことも我々は常に考えているところございま
すが、包括的に十一条の適用除外とすることはな
かなか難しい問題があるのではないかというこ
とであります。

ただ、十一条一項の五号に、中小企業等投資事
業有限責任組合に対して適用除外の規定を設けて
おる。そしてまた、今般の法律改正によりまして、
同条の六号に、一定の民法組合に対して適用除外
ということも考慮しておりますので、そういうい
ろいろの仕組みの中でベンチャー企業に対する金
融ということを考えていきたい。さらに、お尋ね
のように、まだいい方法があればまた将来考えて
いきたい、こういうふうにご検討しております。

○鈴木(康)委員 少し質問の視点を交えたいと思
います。

次は、下請代金支払遅延防止法についてお伺い
をしたいと思います。
この法律は、言うまでもなく、中小企業が不当
な扱いを受けて不利益をこうむらないようにと、
先ほど委員長も御回答の中でいただきました。公
正な取引というものを確保する、そういう中で中
小企業に配慮をするということで制定されている
ものだと思います。
私たち民主党は、この法律について、時代に合
ったように今改正案というものを提案していま
す。

そこで、そのポイントについて御意見をお伺い
したいと思います。

まず、その第一が、この法律が適用対象として
いるものでありますが、現行法では製造委託ある
いは修理委託のみがその対象になっておりますが、
今、御承知のとおり、下請仕事というのものも、製
造業以外いろいろな幅広い仕事があるわけです
ね。前回のこの経済産業委員会特許法の改正が
行われましたが、そのポイントも、いわゆるコン
ピュータープログラムのような無体物がその特許
の対象に加えられるというものでございました。
同様に、この下請仕事というのものも、今や幅広
くサービス産業なども含めて広がっているわけ
でありまして、当然、映像とかデザインとか、あ
るいは今申しましたプログラムなどのいわゆる知
的成果物や、あるいは業務の提供というのものも
の中に入ってくるわけがありますので、こうした
ものもこの法律の対象に加えたらどうかという改
正案を提案しているわけですが、この点、いかが
お考えでしょうか。

○根来政府特別補佐人 御提出の下請改正法につ
ては篤と拝見いたしました。ただいま、製造ある
いは修理委託以外のものについて広げるというこ
とについても、私どもは、それは反対とかいう話
じゃなくて、一つの御見解であると思うわけ
であります。

私どもの方も、その下請法の改正ということ
を横に置きまして、優越的地位の乱用という見地か
ら、業務の取引について調査を行い、あるいはそ
のガイドラインをつくったところでございますか
ら、それを法律の中に取り込むということも一つ
の御見解であろうと思えます。

ただ、業務と申ししましても非常に範囲が広いも
のですから、その範囲の広いものをどのようにこ
の法律の中に取り込むかというのは一つの問題で
ございますので、私どもは、今、内航海運につ
いて実態調査をやっております。そういうふうな取
引の実態、広い業務の実態調査をいたしまして、
その上で、さらに法律改正について判断をすべき

問題であろうと私もとしては考えているわけ
でございますが、提出されている下請法案につ
いて、その範囲についてあれこれ申し上げるつもり
は一切ありません。

○鈴木(康)委員 今、御回答いただいたわけであ
りますが、私は、製造委託あるいは修理委託とい
う物を伴うものと、そうではない知的成果物、先
ほど申しましたデザインですとか設計であります
とか映像、プログラム、こうしたものが、仕事の
形態としては親企業から下請企業に発注をされる
ということですから、そこに違いはないわけであ
りまして、むしろ今問題になっているのは、物が
そこに介在している方が非常にわかりやすいん
ですが、こうした知的成果物というのは、どうし
てもそこにいろいろな価値観や恣意的なものが入
りやすくなりますので、先ほど委員長が申されま
した優越的地位の乱用というものが逆に製造なん
かよりも起りやすくなってくるわけでありま
す。

ですから、そういう観点で、私たちが独自に調
査した結果として、いろいろなそうした下請企業
から問題点を指摘されて、今回、そうした内容も
この法律に加えるべきだという改正案を出したわ
けであります。

もう一度、その点を踏まえて御回答いただけれ
ばと思います。

○根来政府特別補佐人 これは、ただいまお話の
ありましたテレビの番組の制作等について相当ひ
どい話があるというような話がございます。私
どもの方で調査いたしました、役務のガイドライ
ンをつくったわけでございます。

そういうことで、確かに、おっしゃるように、
役務ということは姿が割に見えないものですか
ら、その成果物をどちらに帰属するか、あるいは
途中で変更するにはどういふふうになるのかと
か、いろいろ優越的地位の乱用的なことが行われ
ているというのを聞いていくわけでございます。ま
して、その点について下請法に入れることにつ
いては、私は何ら異論がないわけでございますが、テ

レビだけというわけにもいきませんので、入れる
なら、もう少し取引の実態を調査して広く入れた
らどうかというのを私どもの考え方でございま
して、何もその考えに逆らうつもりは一切ござ
いませぬ。

○鈴木(康)委員 恐らく、その実態も公取さんの
方でも把握をしようかと思っておりますので、ぜ
ひ前向きに御検討いただきたいと思えます。

さて、この改正案の第二のポイントは、親事業
者と下請事業者の関係を規定した資本金区分であ
ります。現行法では三億及び一千万という、どち
らかという大ざっぱな区分になってはいますが、
これでは実態に合わなくなっている。これは、公
取さん自体の調査の中でもそのことが指摘をされ
ているわけでありませぬ。

そこで、その区分を三億円、一億円及び一千万
に少し細分化をしようというのが私たちの改正案
の第二のポイントでありますけれども、この点に
ついての御所見をお伺いしたいと思います。

○根来政府特別補佐人 これは、御承知のように
範囲が広がったものですから、その間が広がって
しまつても落ちつきが悪いということだろう
と思えますけれども、これについてもいろいろ実
態を調べまして、果たして細かくしてうまく運用
できるかという点が私どももうひとつ自信が持て
ないものですから、よく調べまして、また要すれ
ば法律の改正をお願いすることになるかと思
います。

○鈴木(康)委員 あと罰金の引き上げ等々まだ幾
つかのポイントはありますが、それは省略をさせ
ていただきます。

随分と私どもの方にもいろいろな下請さんか
ら、こういう時期でございますので、親会社から
不当な扱いを受けているというような声も何うわ
けであります。そうした実態も踏まえて、ぜひま
た関係各位の御協力もいただきながら、早期にこ
の法律を成立させていたいただきたいと思いま
す。また前向きに検討をよろしくお願い申し上
げたいと思えます。

さて、次に、今回の独禁法改正は、時代状況あ
るいは経済状況の変化に即して、いわゆる競争政
策というものの、あるいは一層の規制改革というも
のを促進させるためのものであると理解をしてい
ます。冒頭私も申しましたように、これからの時
代の流れとして、事前にいろいろ規制をするので
はなく、事後に何か問題があればチェックをし
ていくということにいくべきだという方向性につ
いては、全く同意見であります。

しかし、そうした中では、やはり公正な競争を
担保するために、一方で、当然起こってくるいろ
いろな違反に対しての厳しい監視体制あるいは取
り締まりというものが行われなければならない
と思えます。特に談合などについては、こういう犯
罪の行為に対しては徹底的に取り締まりをして
いかなければなりませんけれども、残念ながら、
今の公正取引委員会がこうした面でも、監視、取り
締まりという役割が万全であるというふうには言
えないと思えます。

平成十二年度の実績を見ましても、公取さんが
審査をした事件数が二十五件あったという報告が
ありましたが、その中で告発された事件は一件も
なく、ほとんどが勧告あるいは警告といった行政
的な手段によって処理をされているということ
であります。

こうした、ある意味で今の公取の限界というも
のが、よく言われるように、ほとんど発生する犯
罪の行為に対して、人員が不足しているためな
のか、それとも犯則調査権を持たないといった制
度的な限界のためなのか、あるいはそうしたもの
が複合しているのか、その点についての御見解を
お伺いしたい。

また、特に、ことは人員が四十人増員をされ
たわけでありませぬ。その中でも二十八人が審査官
というところでございますけれども、今回の増員に
よりどこまで実効性が上がっていくのかという点
もあわせて、その御見解をお伺いしたいと思います。

○根来政府特別補佐人 若干私見に当たりますけ

れども、私は検察庁から公正取引委員会に参つた
のですけれども、検察庁は職員が一人いるわけ
であります。それから、各地に地方検察庁、区検
察庁というふうにごさいまして、全国にネットを
広げているわけでありませぬ。

ところが、公正取引委員会は、職員が、今度の
増員をお認めいただいても六百人、そのうちで審
査を担当している者が三百人というふうな非常に
小さい役所でございます。各地にも八つぐらい
しか出先がないわけでありませぬ。そういうこと
で、違反の触角といえますか端緒をつかむのも、
自分たちで端緒をつかむということは非常に難し
い。結局、内部告発とか申告とかに頼らざるを得
ないわけでありませぬ。そういう事態から見ま
すと、やはりもう少し人員をふやすということがぜ
ひ必要ではないかというふうにごさいしているわけ
でございます。

そこで、もちろん、人員をふやしても、人ばか
りおつてもどうしようもないわけでございます。ま
して、能力をつけるということも当然必要でござい
ます。それから、ほかに何かいい手段がないかと
いうことも模索しないといかぬわけでございます
けれども、私の考え方からいえば、ほかのいろい
ろの方法を考える前に、現行の方法でどれまでや
れるかということをやってみて、そして、現
行の方法でやれないところについて法律改正をお
願ひするというのが妥当ではないかというふう
に思っているわけでありませぬ。

ですけれども、先ほど挙げられました件数と申
しましたも、これは一件二百社ぐらゐのがあるわ
けであります。そうしますと、立入検査をする
としましても、話が長くなりますけれども、一社一
人しか行けない。一社一人が担当するということ
でありまして、なかなか人がそろわないというこ
ともこれは事実でございます。だから、件数で二
十件、三十件というふうになりますけれども、内
容はもう何百件という件数になるわけございま
して、私は、冗談ですけれども、外見が悪いから
会社ごとに件数を上げたらどうかというふうなこ

とを言っているんですけれども。
 そういうことで、職員に大変負担をかけて、私どもも心苦しい感じはしているわけでございますが、少ない陣容を最大限に活用して、また一般の国民の方々の御協力をお願いして、やはりこの談合列島というような汚名を何とか晴らしたい、こういうふうな考えているわけであります。

○鈴木(康)委員 委員長から、今内部の問題も含めての御回答をいただきました。私も、公取さんの役割というのはこれからますます高まっていくと思っております。どんな規制緩和が行われていけば、その分、事後のいろいろな監視やチェックが必要になってまいりますので、私は、政府も、必要などころにはある意味で人員を大幅にふやしていくという策も必要だと思っております。要らないところは大胆に切つてということ、めり張りのきいた改革もこれからまた行つていかなければならないと思っております。公取さんなどにおいては、やはり増員という方向でこれから考えていかなきゃいけないと思っております。

さて、時間が少しなくなつてまいりましたけれども、最後に官製談合について二、三お伺いをしたいと思います。

二〇〇〇年度に北海道庁で大きな談合事件が起りました。これはもう大変有名になった事件であります。ほかにも日本下水道事業団の談合事件等、官製談合事件が大きな社会問題化をします。このように摘発された大きな事件以外にも、例えば、日弁連が調査をしたところによると、予定価格の示唆など、発注者側がむしろ談合を容認あるいは推進をしているようなことが日常的に行われているのではないかとすることも指摘しているわけですが、こうしたことについてまづどう御認識をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○根来政府特別補佐人 元来、発注者と応札者というの是对立関係にあるわけでございまして、この両者が談合するということなどは理屈では考えられぬわけですが、これも日本特有の話

でありますけれども、発注者と応札者がだんごになつてやつておるといことが最近新聞でもいろいろ見られるわけでございます。

これは独占禁止法に当たるか刑法犯に当たるかという細かい議論はございませぬけれども、それはともかくとしまして、ああいう事件を見ますと、何と申しますか、発注者と応札者が一緒になつてうまいこと仕事を回しているという印象がやはり強いわけでありまして、これは日本では希有な話ではないんじゃないかという認識を持っております。

○鈴木(康)委員 委員長もそういう御認識をいただいております。私も、この官製談合というのは大変大きな問題であろう、これは党の方もそういう問題意識を持っております、民主党は、官製談合防止のための法案を提出いたしました。

時間もございませぬので、一点だけ最後にお伺いをしたいと思います。

談合事件というのは非常に複雑な背景を持っていますので、いろいろな側面からこれを考えていかなきゃいけません。したがって、私たちが出した法案も、予置法の改正あるいは地方自治法の改正、会計検査院法の改正、独禁法の改正、公共事業の入札適正化法の改正など、現行法の多方面からの改正と、もう一つ、入札談合等関与防止法という新法を制定するということによつて構成をされているわけでありまして、この中で、この新法の部分というものが当委員会にも関係してまいりますので、最後に一点だけ、このポイントについて御質問をしたいと思います。

この新法のポイントは、これまで公正取引委員会の排除勧告というのはいわゆる事業者しか対象にできなかったものが、今度の私たちが提案している新法によつて、発注者である官に対して改善措置要求を行うことを可能にするというものであります。

そういう意味で、今まで漏れていた発注者側に視点を合わせた、むしろ発注者側に大きな原因のあるこの官製談合防止には私は大きく寄与をする

と思えますけれども、この点、委員長はどのようにお考えになりますか、御意見を伺いたいと思ひます。

○根来政府特別補佐人 私ども、事件を洗つていくときに、やはり発注者をほつておいていいのかわという問題がございまして、事件に関与した事業者は、発注者に対して何もおとがめがないというのは非常に不公平ではないか、平たく言えば、そういうことを言うわけであります。

そこで、私どもとしては、やはり発注者に対して何らかの処置を講ずる道がないかということも考えましたけれども、これはもう十分御承知のように、独占禁止法を所管する私どもとしては手の及ばぬところでございます。

その点について、今おっしゃられたような、民主党でも、あるいは自民党、公明党、保守党においてもいろいろお考えになつておられるようでございますので、私どもは、国会で十分議論していただいで立派な法律ができることを期待していただいでございまして、これに対して私ども異論を唱える気持ちもありませんし、むしろ結構なことだといふふうに考えているわけであります。

○鈴木(康)委員 今委員長からもお話ございました、私どもの党だけでなく与党さんの方でもこの法案について御準備をされているということも聞いております。

ぜひ、関係各位の御理解と御協力のもとに、一日も早くこの法案が正しい形で成立させていただきまことをお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○谷畑委員 中山義浩君。

○中山(義)委員 おはようございます。

根来委員長、何かどうも七月ごろに御退任をされるというようなお話を聞きましたが、私は根来ファンとしては非常に残念でたまりません。

実は、もう一つ根来委員長にファンレターが来ておまして、一つは、いわゆる全国電機商業組

合連合会の福田勝亮さんなんです。これは、委員長が、日経で平成十三年七月十五日に、公取委強化策で対立、事務方の方は政策立案能力を言うのですが、委員長は違反摘発こそ柱である、このように述べておまして、大変正しい方向に行つているといふふうな私どもも見ておられるわけでございますが、委員長はそういう気持ちで、強い監視と、ある意味では摘発が非常に大事だといふふうに思つておられます。

今までも民主党としては、人数をふやしてびしびしやつてくれと言つたけれども、今回も若干の増員で、私は、このセクションというのはもつともつと、本来は、何と申しますか、警察と同じくらい怖い組織でなければいけないと思つておられます。それがないうために今までのいろいろなことが出てきた、このように思つておられます。

この福田さんのお手紙には、常に社会は公正で努力するものが報われ、共存できる社会にしていきたい、強い者が勝つてはならず、正しい者が勝つ世の中、いつの時代でも子供たちの未来は輝いていなければならぬ、これは我々の義務である、この思いで長年にわたる業界正常化に取り組んでまいりました。

つまり、今回の法律にもありますが、日本の商業並びに産業活力を増そうということで合併なりまたガリバーをつくつていこう、そして、いろいろ諸外国に伍して闘つても負けないようにという意味合いも随分含まれていると思つておられます。

しかしながら、規制緩和というのは、同時に、国内に痛みが出ることは間違いありません。「聖域なき構造改革」の中で今一番疲弊しているのは商店街なんです。

私たちは、多くのことを今ここで言うあればありませんが、一つの事例を出して申し上げたい。それは不当販売でございます。

私たちの町には、魚屋さんとか八百屋さんとか薬屋さんとか、または酒屋さんとかいろいろあります。何屋さんというものが多かったわけですね。その商店街には町会長さんいろいろつしやる、

消防団もいる、婦人部長もいる、青年部もいる、日ごろおみこしを担ぐような睦もいるということ、地域を形成しているわけですよ。

ところが今は、ごらんのとおり、シャッター通りと言われて、多くのスパーやまたは郊外型のばかでないスパーによつてどんどん商店街がシャッター通りとしてきてしまう。ここには、やはり我々にも努力とかまたは一生懸命やろうという気持ちもなきやならないし、何も政府に保護をしてもらおうというのではないんです。同じスタートラインに立たせてもらつて同じような勝負が得意なないか、この努力が報いられないかということ、我々は考えているのであつて、これからも公取の一つの、一番大事なものと、政策の立案能力と、それから監視または摘発、この二つのことを、このお手紙によつてどういふふうに関来委員は考えますか。

○根来政府特別補佐人 ちよつと誤解を解くために申し上げまされども、私と事務当局は、そういう点について一切議論をしたことは、そういう点というのは、要するに基本路線について議論をしたことではないのですけれども、どういふわけで新聞はああいふふうにかよくわからぬのです。

事務当局の方も、事件という言葉を使つていいかどうかは別として、事件をきちつとやらないとやはり公取の地位というのは落ちるということ、十分認識しているわけでございます。そういう認識のもとにやつていられるわけでございます。どうか、どうも納得がいかなないのであれば、私も福田さんに何回かお目にかかつて、その都度おしかりを受けているわけでありませう。

確かに、独占禁止法というのは、先ほど申しましたように、私的独占、不当な取引制限、不正な取引方法を禁じているわけでございますけれども、有機的に動いている経済のごく一部を所管しているものですから、なかなか競争の、ごみとい

いますか、そういう点について力が至らない点があるわけでありませう。今度の狂牛病の問題だつて、そういう感じがするわけでもありません。

私も、もう少し力を伸ばしたいな、手を伸ばしたいなと思つても、独占禁止法という枠がありまして、どうしても枠を破るわけにはいかない点がございます。そういう点で、いつも申し上げておられますけれども、隔靴掻痒の点があるのですけれども、その独占禁止法をいっぺん使つて、そういう社会のごみ的なところを何とか解消したいといふふうな思つていられるわけでありませう。ただ、そういう言葉は、独占禁止法自体の立法趣旨からいふとちよつと外れている感じがするわけでございますけれども、しかし、外れていると思つても、不正な取引方法ということについて十分目を光らせてやつていく必要があるかと思つておられるわけですよ。これは、与野党を問わず、国会議員から、ビールとかガソリンとか電気製品とかいふことについての不当販売を何とかしろといふおしかりをいつちもちょうだいしているわけでございます。事務当局もそのおしかりを受けて十分奮闘しているわけですが、なかなか難しい法律問題がありまして、それを越えるのが一苦労ということでありませう。

そこで、最近の電気製品に限つて申しますと、やや不当販売というのが影を潜めて、むしろ、ピラでうそを書いて客を誘引するというようなこととか、あるいは製造会社が特定の量販店に特定のサービス、過剰なサービスをするとしようということが見られますので、これは差別対価とかいふことの方でひとつきつちり回答を出していかうということ、事務当局もやつていられるところでございます。

○中山(義)委員 いや、公正取引委員会が怠けているというわけじゃないんですが、現実として、例えば酒屋さんがこの三年間ぐらいて一万二千軒、自殺者が三十五人とか、いなくなつた人が二百四十人とか、結果としては、大変公正な、一生懸命やつて汗をかいて正しい商売をやつていても

つぶれてしまうということがうんとあるわけですね。

そこで、ちよつと経済産業省の古屋副大臣にお聞きしたいのですが、産業経済の方でセーフガードを発動しましたね。これは、ある意味ではやはり中小企業を守らなきゃいけないと。例えばネギにしてもシタケにしても、その産産がつぶれちゃう可能性があるわけですね。その産産がなくなつた時点で、今度は中国から今までの値段の倍で来られても、その産産がなければ倍で買わなきゃならないということになりますね。つまり、ある農産物を独占されちゃうわけですよ。これは空洞化するということで困るので、セーフガードを発動して何とかその間に頑張つてもらおうということだと思ふんですが。

そういう意味では、中小企業を守つていくというのは経済産業省の一つの使命だと思ふんですが、この辺について、これから不当販売が何だといふ起る起きてきますよ。だけれども、経済産業省としてはどんなお考えを持つているか、ひとつこれ、お答え願ひたいと思ふんです。

○古屋副大臣 お答えをさせていただきます。今委員御指摘のありましたネギ等の農産物三品目、これにつきましてはWTOのルールに基づいて肅々と対応したものでございまして、中小企業対策とはちよつと性格が違うものだと思います。ただ、理念的には、ある意味で、地域の力の弱い中小企業者あるいは商店街をしっかりと支援をしていくという観点からは同じかもしれません。今委員御指摘のように、特に酒屋さん、公取の方も注意件数が二千六百件ぐらいたつたということですが、その大半が酒屋さんであつたり、あるいはほかの業種もございませうけれども、

現実には全国を回つてみましても、商店街というのは本当に疲弊していますね。実は私も今、経済産業省の副大臣として、全国の中小企業の金融、そしてまた地域の経済の活性化のためにできるだけ現場を回つてヒアリングを行い、あるいは要請活動をしています。

実は、今週の月曜日公務出張させていただいて四国に行つてまいりました。これは、高松市の丸亀商店街というのがありまして、これは大変意欲的な取り組みをしているんですね。例えば、再開発をするときも定借でやるとか新しい試み、そういうチャレンジングなことをする。そして視点は、若者だけではなくていわば高齢者、これから高齢者がふえてきますから、そういうところにも視点を置いた展開をしているということでありまして、私も、そういう前向きなところに対してもしっかり支援をしていきたいと思います。

また、この商店街というのは、やはり江戸時代から続いてきた日本の文化なんですよ。この文化をいかに守るか、もう一度再認識をして、そして我々が支援していくか、こういった視点は極めて重要だと思ひまして、そのためにTLOを盛んにつくりたいとか、あるいは空き店舗対策だとか、あるいは高齢者のためのいろいろな支援、ソフト、ハード両面で総合メニューをつくり、私どももできるだけ、かつてのにぎわいの文化、そして歩いて回廊する商店街文化、こういうものが再活性化するように全力でお手伝いをしていきたいと思います。

○中山(義)委員 規制緩和とかグローバルスタンダードと言われて、どつちかといえばアメリカ・スタンダードなんです。これがどんどん外圧で入つてきて規制緩和されていく。その結果、確かに日本の企業はグローバル化して大きくなつて、そして外国と伍してやつていけるようなそういう企業ができてくると同時に、今度は、大きな企業と小さな中小企業との大きな差がとんでもない空洞化をつくりだしてしまつたというようなこともあつていられると思ふんです。

商店街に対する今の副大臣の思い、私もよくわかりましたので、これからは商店街に対していろいろ御支援をいただくというよりも、本当に同じスタートに立つてやりたいと思ふんです。ところが、スタートラインに立つても、どこか不当販売だ何だと、前の方へちよつと二十メー

ターぐらい出ちゃって競争にならないわけですよ。そういう面で我々は、これからも公取にお願ひすることはすくく多いというふうに思うんです。

それで、根来委員長には、おやめになる前にひとつつかい仕事をやって、公取の仕事はこういうものだ、こうやってばあんと取り締まったというところを見せていただいで、お願いをしたいと思ふんですが、我々はもうファンとして、きょうも前向きな答弁をいただきたいんです。

具体的にちよつとお話をしたいんです。これは、先ほど皆さんにお配りした資料ですが、これで、大きなところと中小企業でのくらの差があるかというんですね。地域の、例えばミドリ電化、ネットという仕入れですね、これよりさらに六〇%安いのがミドリ電化の売っている値段なんです。それからまた、ヤマダというのは、これはよく名前が出る安売りのヤマダですね、これも、大体仕入れ値より四〇%ぐらい安い値段で売っているわけですよ。これなんかは、ちよつと勝負しようと思つても勝負する気にもならないような状況でございまして、問屋さんから電化製品を仕入れるよりも、このヤマダ電機で買った方が安いぐらいなんです。こんなことがあつたら商売にならないと思ひますよ。

私ども、このチラシを見ていると、不当廉売に値するものも随分あるんですね。ですから最近では、先ほどお話しになったように、不当廉売の種類も、ポイント制みたいなことをやっているんですね。今までは値引きをしたのですが、それが余りにもメーカーやいろいろな制約があるので、では、買ったら一五%まけちゃうというようなポイント制度であるとか、この辺について、不当廉売の定義といえますか、要件がありますね、それをちよつと説明してください。

○橋崎政府参考人 御説明いたします。不当廉売につきましては、公正取引委員会の告示で提示しております、「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく

下回る対価で継続して供給し」という価格の要件でございまして。

通常、電気店なんかは多種多様な商品を扱っておりますので、仕入れ価格を下回っているかどうかといったことが一つのポイントになっております。それから、独占禁止法は競争秩序を維持する法律でございまして、価格水準だけじゃなく、仕入れ価格を下回って廉売をして、その周辺の小売業者、競争者に悪影響を与える、競争秩序に悪影響を与える、価格要件と影響要件、この二つの要件から判断しているところでございます。

○中山(義)委員 今そういうお話がありましたけれども、まさにヤマダ電機というのは、これはずつといるいろいろなチラシを見ただけでも、ヤマダ電機のばかりでございます。これを見ていると、本当に仕入れ値をさらに四割ぐらい安くしているというの、これははっきり言うて完全に違反をしているわけですね。

ところが、やはり皆さんの監視の目と、どういふ法律でどういふふうにするのかは私も詳しくはわからないんですが、処罰をしていない。例えば、警告とか注意とかありますね。注意とか警告なんというの、もう全然へつちやらなんです。これを見ているとへつちやらなんです。注意したつて、またどんどん出しているわけですから。これを捕まえるというか摘発するというのは、もつと法的な措置でそういうことができないんですか。

○橋崎政府参考人 私、もう少し補足いたしますと、この表でございましてけれども、「地域のネット」、多分仕入れ価格のことだろうと思ひますけれども、不当廉売の要件は、他の小売店の仕入れ価格ということじゃなくて、行為をする、例えばヤマダ電機さんとかほかの量販店の、当該小売店の仕入れ価格を下回るかどうかといったことでございまして、今お示しいただいた資料から、この値段が当該量販店の仕入れ価格を下回っているかどうか、あるいはコストを下回っているかどうかについては直ちに判断できませんので、よろしく

お願いいたします。

○中山(義)委員 よろしくお願ひしますと言われどもね。これは、どうやったつて勝負にならないというところにやはり問題があるわけですよ。恐らくメーカーの方でも、出したときから、もう小売業者の一月七十万ぐらいしか売れないところは相手にしないとか、そういうことをやっているらしいんです。だから、メーカーも初めから差別をしてやつていようなことがあるんですね。これをやられたらかなわないですよ。

先ほど古屋副大臣が、お年寄りや何かに対すいろいろな施策をやつて、地域社会のコミユニティーをうんとつとつていくんだと。だから、中の商店街の商売でも、お弁当をつくつて、ひとり暮らしのお年寄りに持つていった、そういうようなこともやつていたり、いろいろやるんですが、電気製品なんかもそうだと思うんですが、デジタルのものが多いで、電気屋さんがお年寄りのサービスを、アフターをやつていくとかケアをしてあげるといふことで売ろうとしているんですが、最近では、このヤマダ電機の売り出しになると年寄りが並んじやつていっているんです。結局、余りの値段の格差で、ほかのサービスと通用しないぐらいの格差が出てきちゃうんですよ。これではもう勝負にならないんです。このままやつていたら商店街はみんな消えちやいますよ。そういう日本の文化や伝統を消していいの、日本の本来のコミュニティーというか、町のそういうにぎわいとかが、そういうものを消しているのか、こういう視点から我々は文句を言つていいのであります。

委員長、このチラシなんか見ていると、もう一つ、これはさつき言われた不当表示ですね。この不当表示も、私ちよつと最近老眼になりました、ちよつと小さい字なんか全く見えないうんですよ。そういう見えないうところに肝心なことがみんな書いてありましてね。本当に見えないですよ、これ。すこいのが書いてある。「但し、処分品、限

定品、お一人様一台限りの商品、不当廉売品は除かせていただきます」と、初めから不当廉売品があるということを確認しているような。これはちよつちやいんですよ。ほとんどの人はこれは見えないわけ。見えるところは、こういうでかいところでしょう、スプリングセール、何割引とかね。こういうようなことが完全に法律に違反しているという事は、これは間違いないんでしよう。不当表示とかそういうのに相当するんでしよう。

○橋崎政府参考人 他店よりも安いということ強調しながら、そして、その安くしますという条件が小さくかつ明瞭でないような形になってい、そのことによつて、一般消費者から見、実際には安くはないにもかかわらず、安いというふう誤認されるということになりますと、不当表示の問題になってくるわけでございます。

○中山(義)委員 いや、僕は、もうちよつと取り締まる意欲を聞きたいんですが、そうなつていまして、大体、これが終わったころ、注意したとか警告したと。

さつきもお話があつたように、人数の関係で、事後で何かやつてももうやり得になつちゃうわけですね。我々は、前から委員長にお願いしているのは、やり得にならないように、そこが問題だと思ふんです。今までやり得みたくなつちゃうのは、どこに原因があるんでしよう、委員長。

○根来政府特別補佐人 今お話のあつた件は、具体的な話でございまして、どこで何とも申し上げかねますけれども、お話は十分承つて、これをやる、あれをやるということになると問題がありますけれども、一般的に申しますと、私どもの方でよく調べまして、どういう問題点があるか。これはやはり、製造業者というもので、卸売業者の方も当然問題があると思うのです。どうしてそんなに安く買えるのかという問題が一つあるわけでございますけれども、そういう問題も含めてお話を承つたという前提で処理、処理といひますか、やらせていただくことになろうかと思ふわけでありまして。

りますから。どうぞ最後に。

○根来政府特別補佐人 何か、私というよりもうちの役所の職員は、今御指摘がありましたように、順風といえますか、長い苦難の中から今や世の中の応援を得てやっていると、非常に使命感を持ってやっていると聞いています。これは、十数年前までは公正取引委員会というのは片隅に押しやられていたということも事実でございますけれども、今はむしろ応援者が多くて、使命感を持ってやっていると聞いています。で、これからは、十分応援いただいで、御支持いただいで、また御指導いただいで、適正な行政をやっていただいでこれ以上のことではない、私はそういうふうな考えておるわけでござい

す。私個人のこととは全く関係ございませんで、ひとつよろしく願います。

○中山(義)委員 委員長のますますの御発展と御健勝をお祈りして、質問を終わります。

○谷畑委員 後藤茂之君。

○後藤(茂)委員 後藤茂之です。

それは、早速質問に入りたいと思います。独占禁止法は、資本主義経済、市場システムを採用する我が国にとっては、公正で自由な競争を担保するという大変重要な役割を果たしておるわけでありまして、そこで、改めてということにはなりませんけれども、委員長に独占禁止法の理念を伺いたいというふうに思います。

○根来政府特別補佐人 これは、独占禁止法の第一条に書いておるとおりでございます。一つは、私的独占、不当な取引制限及び不正な取引方法を禁止する、あるいは、事業支配力の過度の集中を防止する、あるいは、競争を促進する、最終的には、公正かつ自由な競争を促進する、それから、事業者の創意を發揮させて事業活動を盛んにして、雇用及び国民の所得の水準を高め、それから、一般消費者の利益を確保する、こういうことになっておるわけでございまして、この一条にすべて独占禁止法の理念が規定されてい

る、こういうふうな理解しております。

○後藤(茂)委員 おっしゃるとおりだと思

しかし、独占禁止法については、昭和二十二年に制定されて以来、例えば昭和二十八年、五十二年、平成八年、これは制度改正でありますけれども、それから九年、何回かの大きな改正が行われました。それぞれが、今おっしゃった独占禁止法の基本理念に照らして、その時々々の経済やあるいは市場の実態に対応し、その時々々の時代の要請に対応して改正が図られてきたんだというふうに思います。

そこで、少し一般的なことを伺いますけれども、歴史をひもといてみまして、それぞれの大きな改正の経緯やあるいはその改正の前提となつた経済情勢の変化、そういったことについて委員長に伺いたいと思

○根来政府特別補佐人 私から申し上げるのも非常に口幅つたいでございますけれども、御質問でございますからお答えいたします。

終戦直後の昭和二十二年にこの独占禁止法というの制定されたわけでございますが、当時、御承知のように、軍閥と財閥が一緒になって競争を遂行したということで、財閥解体ということが一つの目的となつて独占禁止法ができたものと理解しておるわけであります。

そして、昭和二十六、七年に講和条約がございまして、それまでは連合国軍の応援で独占禁止法も日の当たるところにおり、公正取引委員会も同じような立場におつたわけでございますが、講和条約が成立後、日本の経済というものが大変疲弊しておりましたから、やはり規制と保護ということで、政府の方針がそういう方針で、自由な競争というのは後ろの方へ押しやられたというふうな感じでおるわけであります。

ですから、長い間、公正取引委員会としては、不遇といえば語弊がありますが、そういう立場にあったわけでありまして、御承知のように、昭和四十八年ごろに石油ショックというの

ございまして、あのころに、要するにトイレットペーパーが足りないとか石油が足りないとかいう話がありまして、そのときは商社の横暴というふうなことが一つ問題になりました。そのときの社会背景をもちまして、昭和五十二年に課徴金の導入とかいうような大きな改正が行われて、その辺から独占禁止法の強化ということが叫ばれてきたのではないかとおもうのであります。

ところが、日米間の経済摩擦ということがまた背景になりまして、今から十数年前に規制緩和ということが主題になってまいりまして、そこで再び独占禁止法が日が当たるような立場に出てきました。独占禁止法の自由な競争、公正な競争というの、そういう規制改革、あるいは最近でいえば構造改革でありまして、そういう問題と軌を一にするということで、独占禁止法も公正取引委員会もしつかりやれというふうなことで、実態的にはそういうことになっておるのでありますけれども、それに応じて法律も改正をいたしました。

早い話が、九条の持ち株会社の解禁といいますが、そういうこと、あるいは独占禁止法の適用除外の範囲の縮減というふうなこと、あるいは一昨年ですか、お願いしました差しとめ請求の導入というふうなこと、そういうようなことを次々と入れてきたわけでございますが、これは、私の口から言つて少し問題があると思つておるけれども、やはり独占禁止法も若干継ぎ当ててやってきました。な感じがするわけでございまして、近い将来には整合性のある大改正が行われるんじゃないかと、いうふうに私自身は感じておるわけでござい

○後藤(茂)委員 今のお話を伺つておると、一つの法制度というものは、歴史の大きな流れの中で、その果たす役割とかあるいは意義というものが大きく変わってくる、時代の要請に応じて変わっていくんだということがよくわかると思つておる。そして、その中で、法制度について、大きな一つの区切りが来たときにはまた見直すべきだ

いうようなことだろうということも改めて感じるわけでありまして。

一つ具体的に例を挙げて伺いますが、持ち株会社の解禁というの、独禁法の歴史から考えてみると非常に大きな課題であつたというふうに思つた。その改正の当時は大変大きな議論があつたというふうに思つておる。その解禁をやつてみて、現在どう評価されているのか、お考えを伺いたいというふうに思つておる。

○根来政府特別補佐人 平成九年に独占禁止法の九条の持ち株会社の改正が行われたわけでございまして。このとき、与野党で大議論をしようだいでございまして、私も感謝申し上げるところでございます。その結果は、九条自体に当たるものは十三社ぐらいでございますが、その波及的影響といふか、それは非常に大きかつた、こういうふうな思つておるわけであります。

最近毎日、新聞を見ましても、経営統合とか企業の合併とか、それを見ない日はないわけでございまして、そういうこともこの九条の解禁ということが一つの引き金になつておつたんじゃないかというふうな思つておるわけでございまして、この九条の改正というのは大変経済社会に大きなインパクトを与えたのではないかと、いうふうに理解をしております。

○後藤(茂)委員 私も今委員長のおっしゃつたおりの評価をしております。今回の改正で、この九条の一般集中規制についてでありまして、昭和二十二年の独禁法制定時に、これは先ほども委員長のお話にありましたが、旧財閥、経済の民主化政策ということ念頭に置いて創設された規定であります。もちろん、企業結合法制について言えば、市場集中規制というのがありますから、それと重なつておる部分はあるわけでありまして。

しかし、今回の改正においては、市場集中規制と重なる部分はあるとしても、市場集中規制だけではカバーし切れない可能性があるということ、この制度を残すということになっておるわけであ

ております。その運用基準の中の事例を二、三紹介しますが、例えばこんなものがあります。一つに、「一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること」とこれはイにあります。それからウの項目の事例として、「親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること」とそれからオには、「同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること」とこのようにことが書かれているわけです。

このような事例を聞いていますと、そここの町の中小企業で今まさに起こっている、その起こっていることを聞いていられるような気が私にもはいたします。もちろん、対象になるためには通常の対価に比し著しく低いという要件がかかっていなければならぬというところはよくわかっておりますし、何でもかんでもやれるというわけではありませんが、しかし、現状を考えてみると、先ほどの事例というのは、今、世の中で例のないことのように思えないという率直な気持ちがあります。

買ったたきの違反行為の件数というのは、平成十一年に二十七件、それから平成十二年には四十三件というふうなふえてきてはおりますけれども、果たしてそれで本当に十分と言えるのだろうか。もちろん、中小企業が弱者であるから保護するとか、あるいはベンチャー企業の創業や中小企業を育成するための政策的な後押しをするために独禁法というものがあるわけじゃない、それが法の趣旨でないという事は明らかだと思います。しかし、不公正な取引を放置して公正な競争は決して成り立たないわけでありまして、下請代金遅延防止法あるいはガイドラインに基づいて、その線に沿ってしっかりと、的確で、きちんとした執行を図っていく必要があるというふうな思っております。

公正取引委員会の対応について、委員長の御見解を伺いたいと思います。

○根来政府特別補佐人 下請業者というのはたくさんおるものだから、私どもも中小企業庁と手分けをしまして、一つは、書面審査というのをやっていくわけでありまして、書面審査からヒントを得て立入検査などをやっているのが一つでございます。

それからもう一つは、こういう時代を踏まえて、やはり書面審査だけではなかなか実態をつかみにくいというので、電気機械機器、一般機械機器、輸送用機器メーカーというような特定の業種を選びまして立入検査をしまして、適正な下請とかが行われているかどうかということ調べているわけでありまして。

何しろ下請というのは、それ自体優越的な地位と非優越的な地位になっていくものだからなかなか端緒がつかみにくい。聞くところによると、公正取引委員会から書面が行くと、その書面を持って親事業者のところへ行くと、どう書いたらいいかと聞きに行くような話を私の身内からも聞くんですけれども、そういうことではなかなか聞きにくいわけでありまして。

いずれにせよ、下請法には下請業者の保護を図るといふように書いていますから、下請業者が不利益にならないように適切、厳正にやっています、こういうふうな考え方をしております。

○後藤(茂)委員 今、お話ししようと思った下請業者の難しい立場についても委員の方からお話をさせていただきまして、それだけよく御認識をさせていただいているので、しっかりと適正な執行を図っていただきたいというふうに思います。

次に、改正にかかわる少し具体的な事項について質問と指摘をしておきたいと思っております。

今回の改正によりまして、事業会社についても純資産基準等に基づく報告届け出制度が適用されることとなります。これまで、先ほど委員長がおっしゃったように、持ち株会社は十三社あって、その十三社が出していたわけですが、それに加えて五、六十社の事業会社の提出が予定されていると思っております。例えば、実質子会社の業務などに

いての報告などは、提出者にとつて結構負担になるようなものもあるのではないかと私は思っています。

それで、合理的な報告届け出内容となるように、この改正の際に改めて見直しをすべきだと考えますが、お考えを伺います。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、現行の第九条第六項に基づく報告の内容については、当該報告制度が導入されました平成九年当時は、どのような持ち株会社が出現してくるか必ずしも分明でなかったものでございまして、比較的详细な報告を求めることになっております。

しかしながら、負担軽減の観点から簡素化の要望もございまして、また平成九年以降、実際に持ち株会社が発立され、これらの持ち株会社に関する報告によつて実際の持ち株会社グループの状況がある程度わかってきたこともございまして。

したがって、改正後の第九条第五項の規定に基づきます報告の内容については、第九条のガイドラインの考え方に基づいて、事業支配力の過度集中に該当するかどうかを監視するための必要最小限の事項について報告を求めるとするという観点から見直しをすることとしています。

今御指摘いただきましたように、実質子会社についても、これまで当該会社の属する事業分野における市場占有率とか順位等のデータを記載させておりましたが、これらについては記載不要とすること等報告事項を大幅に縮減する方向で考えていると思っております。

○後藤(茂)委員 大変前向きな、具体的な答弁をいただきました、ありがとうございます。

それから、十一条の適用除外についてちょっと伺いますけれども、例えばデット・エクイティー・スワップによる一年以内の五%を超える株式保有のようなものについては、これは経済再生のための対策として急を要するメニューの中に入っていると思っております。その他緊急を要する事態については、この適用除外の条項を的確に使つて対応すべき

かどうかというふうな考えますが、見解を伺います。

○鈴木政府参考人 第十一条の適用除外につきましては、近年、関連法制度の改正等金融業を取り巻きます状況が大きく変化しております。このような変化に迅速に対応するために、今回の改正案におきましては、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合は、適用除外の内容を公正取引委員会規則で定めることが可能となる規定を設けることとしております。

このデット・エクイティー・スワップのような問題は、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合に当たると思っていますので、御指摘のような事態については、迅速かつ的確に対応することができるようになるものと考えております。

○後藤(茂)委員 デット・エクイティー・スワップについては、一年以内の五%超の取得ということについては、では、入るといふことではあります。はい、わかりました。ありがとうございます。時間がないので結構です。ありがとうございます。

最後に、総務省から来ていただいておりますので質問させていただきます。

総務大臣は、公正取引委員会の所轄大臣であるが所管大臣ではないというふうにおっしゃっておられるわけですが、総務省は、別にいいとか悪いとかいう意味じゃなくて、独禁法の運用という点からいいますと、利益相反の議論の非常にたくさん出てくる電気通信を所管する大臣であります。所轄大臣であるとして、そして、公正取引委員会の職務というものは法律にも独立性がきちんと明確にされているとはいっても、どうもそういうことを考えると、所轄大臣として本当に適任なのかというふうな思われるわけでありまして。

規制改革推進三カ年計画にも、検討すべきであるというふうな内容が書かれているというふうには思いますが、今、総務省の所管を内閣府に移管することも考えられたらいいのではないかと、総務省は行政管理の関係もやっております。

るわけですから、そういう観点も含めて、総務省のお考えを伺いたいというふうに思います。

○若松副大臣 まず、公正取引委員会でございますが、いわゆる三条機関ということで大変権限の強い独立行政委員会として設置されているわけがあります。そういうことで、今委員が御懸念のいわゆる総務省の利益相反ということでありまして、私が担保されておりますし、現実には、総務省のビルと公取のビルというのは違うところにありまして、日常的な交流というのはほとんどありません。

そういう状況でありますので、私は、公正取引委員会は、現在の総務省のいわゆる外局のままで、独立、中立的に、競争政策の積極的な展開を図り、その特性にふさわしい機能を発揮していくことができる、そのように確信しております。

公正取引委員会の位置づけにつきましては、ありますが、先ほど委員も御指摘のいわゆる規制改革の議論の一つともなっているわけでありまして、今後の検討課題の一つとして認識しております。

総務省といたしましては、中央省庁等改革推進本部における慎重な検討を得ながら現在の体制となつたものであることも踏まえて、引き続き慎重に検討していきたい、また、今後の検討課題の一つと、そのように理解しております。

○後藤(茂)委員 総務省に何うというのも意地悪だったかもしれないと思っておりますが、公正取引委員会がますますこれからきちんとして仕事をできるような体制を考えていかなければならないという気持ちからの言葉でありますので、お許しをいただきたいと思います。

これで終わります。

○谷畑委員長 達増拓也君。

○達増委員 独占禁止法の見直しであります。この独禁法の見直しということについては、独占禁止法研究会報告書、去年十月に出たものでありますけれども、この序論の部分で「独占禁止法の見直しの必要性」というのがありまして、その

中で、「特に最近では、経済活動のグローバル化やIT革命の進展等によりその変化は著しいものとなっている。その変化というのは、我が国経済社会の構造の変化ということであり、このグローバル化とIT革命の進展ということ、やはり独禁法を見直していかないと」ということ、これは決して目先の変化ではないと考えます。これは決して目先の変化ではないと考えます。

いわゆる長い十六世紀、大航海時代以来の近代資本主義あるいは市場経済というものが大きく変容し、これは進化していると言つてもいいかもしれませんけれども、マルクス経済の言葉を使えば、資本主義の新たな発展段階として、情報資本主義というような段階に入つてきているのではないか。近代経済学の方の言葉を使えば、高度に情報化された市場経済というものが今立ちあらわれ

てきているのではないかと。いわゆるニューエコノミーという言葉がありまして、グローバルイズムとITに特徴づけられる新しい経済ということですが、結局そういう大きい変容、進化のことなんだと思ひます。

自由党といたしましては、この情報化というキーワードで市場というものをより効率的、公正、強靱、かつ優しいものにしていかなければならないと考えておりまして、自由党日本一新の環境として、独禁政策の見直しを進めていく必要があると考えております。

今回改正されるこの目玉は、大規模会社の株式保有総額制限というものを廃止し、持ち株会社設立等の制限とあわせて、一括して、事業支配力の過度集中となる会社の設立等の禁止というふうに独禁法第九条を整理することが今回の見直し、改正の目玉でありますけれども、こうなつてきますと、ますますこの事業支配力の過度集中という意味が重要になってまいります。

公正取引委員会は、五年前の改正の際に、いわゆる持ち株会社ガイドラインというものを制定し、「事業支配力が過度に集中することとなる持

株会社の考え方」ということで、第一類型から第三類型まで具体的に例示しつつ、こういうものが事業支配力の過度集中だとしております。

これを一つ一つ見ていきたいのでありますが、まず、第一類型。「持株会社グループの規模が大きく、かつ、相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の大規模な会社を有する場合」、この「持株会社グループの規模が大きく」というのは、「持株会社の額が十五兆円を超えるもの」ということになっております。

現在、持ち株会社グループ、五年前の法改正以来幾つかできてはいるわけでありましたが、総資産が十五兆円を超えるようなものというものはほとんどない、NTT関係ぐらいいいかなければなりませんけれども、そもそも十五兆円かという問題であります。

これは非常にわかりやすく、数字的に、客観的に、ある数字以上になってはいけないという規制の仕方なんですけれども、まず、そもそも十五兆円なんですか。

○鈴木政府参考人 事業支配力の過度集中に該当する場合として、ただいまおっしゃられました持ち株会社グループの規模が大きいことについて、総資産の額が十五兆円を超えるものとされておりますのは、相当数の分野において大きな企業を傘下におさめている、そういった巨大な企業グループということ、我が国におけるいわゆる六大企業グループのうち、最小のもの総資産合計額が約二十一兆円であるところ、このような企業グループの企業統合された場合には、この事業規模が著しく巨大であると考えられますので、その辺で十五兆円というふうに定められたもので、ガイドラインで示したものでございます。

○達増委員 六大企業グループの中の一番小さいところをもとにして決めたということ、確かに、思ひ出せば五年前のこの法改正のときに、財閥復活を懸念するという議論がありました。私は、五年前の商工委員会での審議の際にも、財閥の復活を懸念

するというのは極めてアナクロニズムであるというところを指摘したのでありますけれども、実際の五年間、そういう財閥の復活というようなことは起きていないんだと思ひます。そういう意味で、この第一類型のあり方というのものはやはりちょっと考え直した方がいいんじゃないかと思ひます。

次に、第二類型について。これは、「大規模金融会社と、金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社以外の大規模な会社を有する場合」、持ち株会社が、大銀行と他の不動産会社であるとか商社であるとか、そういう会社を有する場合という類型なんですけれども、これも、古い金融資本的な、マル経でいう金融資本主義が問題だということ、そういう古典的な問題意識に基づいた類型じゃないかと思ひます。

といいますのは、最近、トヨタ、イトヨーカ堂、ソニーといった、これは大規模会社であります、そういう会社は逆に銀行業に参入していき、そういう金融以外の分野の会社が金融の中に参加していく、参入していくことが起きて

いるわけでありまして、今、特に金融業界は非常に不安定といえますか、動乱の時代といえますか、今ある大銀行が衰退あるいは破綻し、それに対して、別の産業から参入してきた新しい銀行というもの、この第二類型に当てはまってしまう。持ち株会社の下に大規模金融会社と大規模会社が入つてしまふことになるケースもあり得ましようけれども、そういう新しいタイプの異業種への参入というのを抑止、抑圧することがあつてはならないわけでありまして、そういう意味で、この第二類型がそういう新しい動きを妨げてしまふ危険性がないかという懸念を持つてはならないか、この点いかがでしょうか。

○鈴木政府参考人 持ち株会社ガイドラインで規定されている第二類型は、単体総資産が三千億円を超える大規模な会社と単体総資産の額が十五兆

円を超える大規模金融会社が同じグループに属する場合に、事業支配力が過度に集中することとなる

このような総資産の額が十五兆円を超えますよ
うな大規模金融会社に当たりますのは、いわゆる
都市銀行レベルの金融機関でございます。例え
ばトヨタとかイトーヨーカ堂、ソニーといった大
規模会社が金融に参入する場合でも、持ち株会社
を通ずるにしても、あるいは直接株式を保有する
にしろ、都市銀行レベルと結びつくというのは考
えにくいことでございますので、具体的なことで
参入の妨げになるものでないと考えております。

○達増委員 今の段階では、新しいタイプの異業
種から金融業への参入ということが、大規模金融
会社というところまでは至っていないんでしま
うけれども、そういう可能性、フロンティアとい
うのは広くあけておいた方がいいんじゃないかと
思うわけであります。

この第二類型というものは、マルクス経済とい
う資本主義の発展論で、商業資本主義が、工業資
本主義、そして金融資本主義になって、それは必
然的に国家独占資本主義、国独資になって、それ
はもう戦争と革命に至る、だから、金融資本主義
はよくないというような、非常に古典的な、マル
クスの問題意識が背景にあるんじゃないかなとい
うことも気になっておりました、やはりこれは見
直していかねばならないと思っております。

次に、第三類型であります。「相互に関連性のあ
る相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて
別々の有力な会社を有する場合」ということです。
ここで気になるのは、相互に関連性のある事業
分野ということで、補充・代替関係というものが
挙がってまいりまして、いろいろな具体的な例示も
ガイドラインの中にあるんですけども、最近、
コンテンツビジネスとメディア産業というものを
統合していくということが活発に行われておりま
して、例えば、ゲーム機製造をやるところがゲー
ムソフト制作もやるというんですか、異なる分野が
統合されていく。ビデオデッキ製造とビデオソフ

ト制作、さらにインターネットプロバイダー業と
映画制作業、これは、アメリカ・オンラインが映
画会社やテレビ会社を買収するといった、そうい
うメディアとコンテンツの組み合わせということに
が新規産業を拡大し、市場の効率化ということに
も役立っているんじゃないかと思うんですけれど
も、こういったことも、この第三類型、補充・代
替関係ということで規制されていくようになると思
うんじゃないかと思うんですが、この点いかがでし
ょうか。

○鈴木政府参考人 第三類型におきます個別の事
業分野が補充・代替関係にあるかどうかは、ユー
ザーの選択状況等の個々の状況を参考にしつつ合
理的に判断する必要があると思いますが、持ち株会社
におきまして事業支配力の過度集中となりまし
と、既に確立されたような大きな産業分野と申し
ますが事業分野において有力な企業、しかも、そ
この事業分野が関連、補充する関係にあるところ
を押さえていく、そういった巨大企業グループを
規制するものでございますので、ガイドラインの
中でも、主要な事業分野についても一定の大きさ
のある業種ということで、具体的には、日本標準
産業分類三けた分類のうち、売上高六千億円を超
えます業種で判断することとしていたるところでこ
ざいます。

御指摘の業種は、すべて発展途上と申しま
すか、日本標準産業分類三けた分類に区分されてお
りませんので、そもそも第三類型の主要な事業分
野に該当しないこととなりますので、少なくとも
現段階では、補充・代替関係に当たることにはな
いと考えております。

○達増委員 今現在、このガイドラインというも
のがそれほどぶぐあいを生じていないということ
かもしれませんけれども、この三つの類型を検証
して改めて思いますのは、やはり形式的要件で縛
る一般集中規制ではなく、実質弊害規定に転換す
べきではないかというこの一般集中規制というあ
り方の問題であります。独占禁止、反トラストと
いうことについて、実質弊害規定に転換していく

べきではないか。
といえますのは、統合されて会社が大きくなっ
ていく、企業グループが大きくなっていく場合
に、いい集中と悪い集中があると思うんですね。
悪い集中は、事業支配、市場支配ということ
で、市場が非効率的になり、結果、市場が萎縮して
いく。

そういう古典的な独占、そういう悪い集中があ
る一方で、今、グローバル化、IT化という中で、
一つは、これは、アメリカのローレンス・サマー
ズ前財務長官、今ハーバード大学の総長をやつて
いますが、このサマーズ氏が指摘していますけれ
ども、IT化ということで、初期費用が高く、追
加的な製造の限界費用がもうはるかに低い、そう
いう産業がどんどん伸びている。これは、限界費
用を価格にするということでは費用の回収が不可
能で、自然独占ができてしまう。アダム・スミス
の完全競争モデルが通用しないような産業が今ど
んどん伸びているということ、サマーズ氏は指摘
しておりますが、まず、そういうニューエコノ
ミー型産業が拡大しているということが一つあり
ます。

もう一つは、IT化ということが、いわゆるナ
レッジマネジメントなどの新しい経営手法をどん
どん広げて、企業経営のあり方、統合ですとか集
中ですとか、そういう企業経営のあり方について
も新しい可能性を広げている。ですから、むしろ
集中によって、新規産業の拡大や効率化につな
がっていくいい集中というものがあるのではない
か。

サマーズ氏は、先ほどの指摘は、実は去年アメ
リカ放送協会で行われたニューエコノミーにおけ
る競争政策という講演の中で指摘されているんで
すけれども、同じ講演の中でサマーズ氏は、反ト
ラスト政策の目的は効率であって競争ではないと
いうことを言っています。目的は効率であって競
争ではない。
これは自由党的に翻訳しますと、独禁政策の目
的というのは、より情報化された市場、情報化と

いう意味でより健全な市場をつくっていくこと
であって、それを妨げる部分をチェックしていくこ
とが独禁政策の目的である。そういう理念からい
たしまして、やはり一般集中規制という形ではな
くて、実質弊害規定という形でチェックしていく
のが独禁法のあり方として適当ではないかと思
うわけですが、この点いかがでしょうか。

○鈴木政府参考人 独占禁止法の第九条で禁止し
ております事業支配力が過度に集中することに該
当しますのは極めて巨大な企業グループでござい
まして、この規定がベンチャー企業などによる新
規産業の拡大等の妨げになるものではないと考え
ております。むしろ、中小企業あるいは新規参入を
萎縮させるような極めて巨大なグループの存在を
規制する、抑制することによって中小企業の自由
な活動を守ることになると考えております。

○達増委員 もうちょっと一般集中規制の話を持
てますけれども、今指摘したのは、理念的な観点
からの話でありました。

今の日本の独禁政策、また今までの独禁政策
は、古いマルクス経済、古い近代経済、どうもそ
ういふものを受けていて、なぜ独占がよく
ないのかということについて、一つは、先ほど申
しましたように、マルクス経済的に、独占という
ものは、結局、金融資本主義から国家独占資本主
義に至って、戦争とか革命に至る、そういう終末
論的なイデオロギーが一つ背景にある。一方で、
近代経済学的な完全競争モデルの楽観論、レッセ
フェール、見えざる手、自由市場というものを表
現しさえすればすべては丸くおさまるといふ、そ
ういふ楽観論、相異なる二つのイデオロギーで
すけれども、その両方が入りまじった形が日本の独
禁政策の背景になってきたんだと思うんですね。
近代経済学の方は、完全競争モデルの果てに合
理的期待形成の理論というものが出てきて、市
場に参加するすべての経済主体は、全情報を入手
し、合理的に判断して経済行動を決定するとい
う。でも、これはもう本当はあり得ない話。モデ
ルとしては美しいわけで、それはそれで、実際、

政策の背景としても有効に機能した部分もあったので、これは、アインシュタインの相対性理論でいうと特殊相対性理論の世界であつて、一方で、やはり一般相対性理論というものが必要だと思ふんですね。つまり、合理的期待形成の理論と同時に、それは特殊市場理論でありまして、一般市場理論というものが、そのためには、情報という観点で市場の理論を組み立て直すことが必要。マル経的に言えば、資本論というものを情報論という形で書き直してマルクスを超越していく。そして、近経的に言えば、市場、経済の分析を情報という観点から組み立て直す。

これによりまして、右と左を超えたポスト冷戦時代、ポスト五五年体制の経済理論というものを構築し、自由党はそれをベースに新しい政治をつくつていこうと考えているわけでありまして。独禁政策においても、独禁政策というものはまさにその理論を適用していく格好の場であると考えておりました、この一般集中規制の見直しということについても、そういう理論的背景を持つてやつていこうと思つてゐるわけですね。

もう一つ、その理論的背景と同時に大事なものは、日本の事情、日本特有の事情という点であります。これに関して、公正取引委員会は、去年、大規模事業会社とグループ経営に関する実態調査報告書というものを発表しております、日本の企業集団の問題について調査をしました。

これを読んで思ふのは、日本の企業集団の問題というのは、事業支配力が過度に集中することというよりも、いわばもたれ合いと排除ということが問題なのではないか。支配というよりもたれ合いということが問題であつて、今、旧財閥、六大企業集団というものを超えた合併、例えば三井住友銀行の誕生など、そういう動きがあるわけですね、これによつて新しい統合、新しい集中ができていくことなんです、それはもたれ合いから離れていく、そういうもたれ合いからの脱皮でありまして、むしろ好ましい傾向だと思ふんですね。

日本のこの独占の問題、欧米、特にアメリカのような支配、ある一人の個人、ある一つの会社、それが強力で、ある事業、ある市場、いろいろな分野を強力で支配することによる弊害というよりは、むしろそういう支配は余りなくて、複数企業の間のもたれ合い、それがその中で不透明なことを引き起こし、そのもたれ合つてゐる集団以外のものを排除していく、そういう形の日本固有の独占の問題というのがあると思ふんですね。

そういう観点からしまして、一般集中規制というのを厳格に運用して、かかるもたれ合いと排除の論理から脱皮して新しい企業の方を追求していくことも規制してしまつてかえつてまづいと思ふんですね、この点、いかがでしょうか。

○鈴木政府参考人 一般集中規制は、今回の改正案によりまして、極めて巨大な企業グループの出現を防止するものでございまして、これは相当数の異なつた産業にまたがることを考えておりますが、これによつて、企業グループの枠を超えた企業同士の合併を抑制したり、規模の小さい新興企業が持ち株会社グループを設立するような場合を規制するものではございません、企業間のもたれ合いは相互依存の体質から脱皮しようという動きを萎縮させるといふことはいけませんと考へております。

○達増委員 日本固有の、日本特有の事情ということで興味深いケースとして、JALとJASの事業統合の問題があると思ふます。

これについて公正取引委員会は報告を出してございまして、世間的には、そこで懸念を示したとか問題点の指摘を行つたとか言われてゐるんですけども、報告書をよく読みますと、実は、問題なのは、既に業界に存在している同調的な運賃設定行動、横並びで運賃を上げたり下げたりするということですね、それや、新規参入による競争圧力の限定性、なかなか新規参入ができないという、そういう既に航空業界に存在する問題が、JALとJASの事業統合でさらに悪化するおそれがあるというのであつて、新たな統合による集中と

いうことよりも、既にある慣行や規制が問題の本質であつて、それを改善すれば集中自体、事業統合自体には問題はないということになつてゐるんじゃないかと思ふます。

必要なのは、運輸行政として、行政改革、規制改革として、業界内のそういう慣行をなくし規制を改革していく、そういうところをきちつとやつていくことが問題の本質であつて、事業統合自体には、この場合、改善が伴えば、既存の業界に存在する問題の改善さえあれば集中自体には問題がないという理解でこれはいいんでしようか。

○鈴木政府参考人 ただいまお尋ねのありましたJALとJASの事業統合の件、これは私も日本の国内航空旅客運送事業については、その市場を見ますと、当該事業への新規参入が困難な状況にあり、新規参入による競争圧力が限定的なものになつてございまして。

大手航空会社は、このような状況のもと、これまで同調的な運賃設定行動が見られてきたところでございまして。本件統合計画が実施され集中度が高まれば、この同調的な運賃設定行動がさらに容易になると考えられ、この点を本件統合の問題点、すなわち、この統合によつて集中が進むことによる競争制限の効果として指摘したところでございまして。

こうした市場の状況、新規参入の蓋然性あるいは同調的な運賃設定行動の改善とか、そういういった要素の変化によつて集中が進むことによるその後にあらわれる競争制限の効果の判断というのは、また検討しなければいけないと考へています。

○達増委員 公取としては、既存の環境、既存の規制や既存の業界秩序に基づいてJALとJASが統合したときの変化というのを客観的に分析するというところでございまして、問題は、問題は、やはり運輸行政における規制改革をやらなきゃだめだということなんだと思ふます。

さて、罰金の話を伺ひます。今回の改正で、罰金が一億円から五億円に上がります。しかし、自由党の情報論的な市場理解に基づきますと、市場というものは、価格を通じて財・サービスと消費者の嗜好に関する情報の交換を行つて、生産と販売、消費と労働に関する集団的意思決定を行う場でありまして。市場の機能は情報処理と意思決定ということでありまして、これは高度情報社会になればなるほど重要になつてまいります。

経済社会最重要のインフラと言つてもいい、この市場の機能をゆがめること、それはもう、市場を傷つけるということは社会を傷つけることでありまして、天にあらだす振舞い、古代日本のアマツミ、クニツミとかいうのを使ひますと、これはアマツミに当たる重罪と考へます。そういう意味で、罰金の上限五億円というのはまだまだ低いのではないかと考へますが、この点はいかがでしょうか。

○根来政府特別補佐人 これは改正前、現行は一億円であつたわけでありまして、非常に常識的な言い方で申しわけありませんけれども、一億円が五倍になるというのは、私どもとしても相当思ひ切つた重罰をお願いしてゐるわけでありまして。

御承知のように、刑罰というのは、これも余り言いたくありませんけれども、横並びというものが若干ございまして、その横並びからいつてもこの刑罰は、罰金五億円というのは相当重い罰金だと私どもが認識してゐるわけでありまして。

○達増委員 けさの新聞は、JAS法、罰金五十万円を一億円にするということが報じられておりました、やはりそういう市場の健全性を守つていくためには今強い措置が求められると言つていいんだと思ひます。

最後に伺ひます。地方有識者と公正取引委員会との懇談会というものも定期的に開催されておりましたが、去年十月行われたところでは、次のような意見が複数の地域で多数出されたと思ひます。一つは、「談合に対して厳正に対処していくとともに、発注者の

関与に対しても有効な措置を採るよう努めるべき。もう一つは、「不況の深刻化とともに、下請事業者、中小事業者は一層困難な立場に立たされておき、公正な競争の確保は重要な課題」である。この二つの意見に対して、どのように対応していくのか伺いたいと思います。

○根来政府特別補佐人 私どもの所管することは、一昔でいえば、大砲、飛行機からラメンまでというように非常に間口が広いのでありますけれども、その中で一番問題なのは、談合をどうするかということであり、先ほども御説明いたしましたように、発注者の問題をどうするかという問題があるわけでございます。発注者の問題は、幸い国会でいろいろ御議論があるわけでございますが、それを期待しているわけでございますが、談合については引き続き厳正に対処したい、こういうふうな思っております。

それから二つ目は、これも先ほど来いろいろお話がございましたように、中小企業の保護という私どもの範疇から外れるわけでございますが、そういう不公正な取引方法ということをどういうふうにして根絶していくかというのは二つ目の大きな問題でございます。

この二つの問題を主として念頭に置いて厳正に、適正に対処したい、こういうふうな思っているわけでございますので、引き続き御指導をお願いしたい、こういうふうな思っております。

○達増委員 終わります。

○谷畑委員長 大島令子さん。

○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子です。

まず、委員長にお伺いします。持ち株会社の解禁後五年を経ての今回の改正の総括について伺います。

昭和二十二年の独禁法制定以来、一貫して禁止されてきた持ち株会社は、平成九年の改正により解禁されました。その際、改正法の附則第五条において、禁止される持ち株会社の範囲、持ち株会社の事業活動の実態を把握する方法、大規模会社

の株式保有総額の制限の対象となる株式の範囲について、施行五年後に政府が検討を加え、必要があれば所要の措置を講ずるとされております。今般の改正案では、この附則に基づいて検討を加えた結果、第九条の二で規定されている大規模事業会社の株式保有制限を廃止し、第九条の持ち株会社規則と一本化するなどの措置がとられているものと理解しております。

そこで質問ですけれども、平成九年の改正以降、持ち株会社の規定である第九条に基づく報告、届け出は平成十四年三月末現在では十三社にすぎず、検討するのに十分な件数であったかどうか疑問に思っております。平成九年の持ち株会社解禁当時と比べて、日本を取り巻く経済社会状況は大きく変化しております。この五年間についてどのような総括をした結果、今回の改正案につながったのか、具体的に御説明いただきたいと思っております。

○根来政府特別補佐人 平成九年に、持ち株会社の解禁といえますか、独占禁止法の目的に反しない範囲での改正をお願いいたしました。その際、そういう附則というのがつけられたこともよく承知しているわけでございます。その後、いろいろ研究会を催しまして、また、有識者の御意見を聞きまして、九条の二という一般集中規制についての改正を行うかどうかということについて、内外ともにいろいろ研究したわけでございます。

おっしゃるように、あるいは先ほどからお答えいたしましたように、その間、我が国の経済状態は大きく変化しているわけでございますけれども、なおやはり系列とか株式の持ち合いというものは完全に払拭されていないというような考え方で、一般集中規制というのは今廃止するのは時期尚早だろうということで、ああいう一律総資産額とか総資本額とかでの株式の所有禁止ということをやめて、九条の言葉に平仄を合わせて改正をお願いしているわけでございます。

○大島(令)委員 少し具体的な御答弁をお願いしたわけなんですけれども、さらに質問させていた

だきます。

では、これによって、株式所有による企業支配を規制対象として取り上げることができるとかできないのか、引き続きできるのかできないかということをお伺いしたいと思います。

○鈴木政府参考人 一般集中規制も含めまして、独占禁止法の中で、株式を持つこと、あるいは取得することによりまして相手方の会社の意思決定等を支配することについて、それが、ある市場においての競争制限効果を持つ場合は市場集中規制ということを考えますし、また、他分野の大きな企業等の株式をそれぞれ所有することによって、企業グループとして日本経済の中で悪影響を及ぼすような存在になりますときは、これは一般集中規制、この改正案におきます新第九条で規制、防止を図っていくものでございますので、ただいま先生お尋ねのような株式の所有によるということでは、独占禁止法で引き続き規制が図られることとなります。

○大島(令)委員 もう一度確認ですけれども、株式所有による企業支配を規制対象として取り上げることができるといふふうに理解してよろしいんですかね。

○鈴木政府参考人 さようでございます。繰り返しになりますが、株式所有という手段によつて、市場における競争を制限するとか、あるいは巨大な企業グループを形成するとか、そういう場合に規制対象になるということでございます。

○大島(令)委員 それでは、規制緩和の推進とかは競争政策の拡充になるわけですが、すなわち、独禁法の運用強化が前提とならなければいけないと思っておりますが、この辺の基本認識はどのように考えておられるのか御答弁ください。

○鈴木政府参考人 今回の一般集中規制の見直しに係る法改正によつて、一律形式的に大規模会社の株式保有を制限していた第九条の二を廃止し、事業支配力の過度集中という国民経済全体に影響

を与えるような弊害の発生を防止するための必要最小限な規制に限定される、これは規制緩和ということと考えておりました。こうしたことによつて、企業による株式保有について自由度が高まることになりましたので、経済実態を踏まえた事業再編が行いやすくなるという、その規制緩和による効果は出るものと考えております。

○大島(令)委員 いや、私がお尋ねしたいのは、規制緩和を推進するという政府の方針に沿っていきますと、規制緩和というのは、すなわち競争政策を政府は打ち出しているわけですが、このことは、ますますその競争の中で独禁法の運用強化が前提とされないと、消費者にとっては非常に不利益な事態が商行為の中で生じる、そういう観点からお尋ねしておりますが、その辺の基本的な確認は公正取引委員会としてはどう考えているのかということをお尋ねしているわけです。

○根来政府特別補佐人 今まで我が国の経済社会というのは規制と保護というところで進んできたわけでございますが、おっしゃるように、規制改革あるいは構造改革ということ、そういう規制とか保護とかをなくして、事業者等の自由な競争でやる、競争で経済を運営していくという方向に転換しつつあるわけでございます。

しかしながら、自由な競争というのも無制限に、したい放題するという話ではございませんで、そこにはやはり公正なルールということが必要であらうかと思うのでございます。その公正なルールというのは、すなわち独占禁止法もそのうちの大きな一つでございますから、独占禁止法を適正に運用することによつて公正なルールというルールを敷いていく、そのルールの上で自由な競争をやっていくというのが今の社会的構造ではなからうかというふうに理解しております。

○大島(令)委員 では、委員長の御答弁のとおり、独禁法の運用強化がますます前提になるといふふうに理解してよろしいわけでしょうか。

○根来政府特別補佐人 運用強化というとか何かまた厳しい規制を受けるような感じがしますけれども

も、そうではなくて、公正なルールを決めて、そのルールが守られているかどうかという監視を十分私どもがやっていくことであろうかと思ひます。

○大島(令)委員 では、次の質問に移ります。
今度の改正案が今後の日本経済の雇用にどのような影響を与えるかということについて質問をいたします。

大規模事業会社による株式保有の制限が、資金、純資産額を基準とする一律の総額制限から、事業支配力の過度の集中となる会社の設立を禁止するという、ある意味、実効的と思われる反面、抽象的とも考えられる基準による規制に移行します。公正取引委員会では、現行の「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」、いわゆる持ち株会社ガイドラインを今改正に伴って改正するとしておりますけれども、企業にとつてより具体的な基準を示し、透明性を高めることを期待したいと思っております。

一方、ガイドラインによつてどのように基準を明確化するかということは、株式保有に関する総額規制が課せられていた一定規模以上の事業会社にはすべてこれが撤廃される。ということは、事実上は規制が緩和されるということになると思ひます。

質問でございますけれども、今回の規制緩和は、グローバル化が進展する中で、攻勢を強める外国資本に対する日本企業の競争力強化をねらっているものなのか、それとも純粹に国内経済を活性化することを目的としているのか、伺いたひと思ひます。

もう一つは、事業持ち株会社を含めた持ち株会社による企業統合は、一般的には経営の効率化につながり、競争力の向上につながると思ひますけれども、今回の株式保有規制の緩和の結果、雇用は確保されるのか、これらの点に関して、公正取引委員会の認識ですとか、今後の、この法が施行されての後の見通しに関して見解を伺いたひと思ひます。

○鈴木政府参考人 今回の法改正は、独占禁止法の観点からも、事業支配力の過度集中防止のために必要最小限の規制に限つていくこととござひまして、この点について、独占禁止法、一般法として適用されるものでござひますので、まず第一の点の、外資の攻勢に対して国内企業の競争力を確保するとか、そういった特別の目的があるわけではござひません。

また、そのような改革によりまして、企業におきまして経済実態を踏まえた事業再編が行ひやすくなるという効果は出るものと考えられます。これによつて企業の事業展開の選択肢がふえることは考えられますが、それ以降、その事業の発展等は、またその市場における競争をクリアしていくものでござひますので、その結果、直ちに雇用に対して一定の方向の影響が出るまでは言ひえないものと思ひます。

○大島(令)委員 しかし、法律が改正されるということは、自由経済の中で会社はいろいろな法律の制約のもとに活動をするわけで、一定の影響というものは私には出てくると思うわけなんです。ですから、必要最小限の規制緩和なので、外国資本に対する影響ですとか日本企業の外国資本に対する競争力の強化とか、余り関係はないという御答弁でしたけれども、では、なぜ五年後に附則に基づいて肅々と改正するのか、その辺の背景が少し私にはわかりにくいので御説明いたたけなさいませんか。

○鈴木政府参考人 平成九年に持ち株会社の原則禁止を改められたとき、その後の経済状況の中で、例えば持ち株会社を解禁したことによつて日本経済の中に何か悪影響が出るのではないかと、懸念をされることもござひましたし、あるいは、その後の経済状況の変化によつて現行法の一般集中規制というものが必要が少なくなつていくのではないかと、いったん経済実態の変化、それから、平成九年の改正法の施行効果の状況等を見るのに、当時の考え方としまして、五年という期間を置いて見直すということになつたものでござひます。

○大島(令)委員 では、先ほど増議員も航空業界の統合問題に触れましたが、私は違う観点から少し御質問させていただきます。
日本航空、JALと日本エアシステム、JASが昨年発表しました持ち株会社の設立による事業統合計画について、公正取引委員会は、去る三月十五日に、一定の取引分野における競争を実質的に制限、独禁法の第十条に抵触することになるおそれがあるという指摘を行いました。この指摘を行うに当たつては、公正取引委員会は、大手企業数が減少することにより航空運賃の同調的な設定が容易になるなど、主に価格の側面からの影響を中心に検討を加え、JALとJASの統合により競争が制限される結果、一般消費者に不利益を及ぼすおそれがあるとの判断を下したと私は理解しております。

しかし、昨日、四月十一日の新聞報道によりまして、三月末以降、両社は修正統合計画を示して調整を進めた結果、統合に伴う合理化効果により運賃の引き下げが明確になれば競争制限につながる事態は回避できるとして、統合承認へと報道されていくわけなんです。

飛行機を利用する私たち一般消費者にとつては、確かに航空運賃ということは大きな関心事ではござひますけれども、最も重要な問題は航空輸送の安全性ということ、航空運賃の価格というよりは安全性ということに私は関心があります。

私と同じ考えの人も多いと思ひます。それで、自由化と安全性の確保の関係はよく議論となる問題でござひますけれども、今回のJALとJASの事業統合計画が実現した場合に、機体整備業務なども含め、航空輸送の安全性の確保という観点からどのような影響が生じると考えているのか、認識を聞かせていたたきたいと思ひます。

だ、ちよつと訂正させていただきますが、まだどちらに方向を向けるかということについて委員会であるいろいろ協議した事実はござひません。だから、今の時点では、まだ中間的な意見を出したという段階でござひまして、その意見に対して当事者会社からいろいろな意見が来る、こういう段階でござひます。

そこで、安全性ということですが、私どもが検討する場合に、運賃だけではなくて、もちろん、運賃と裏腹にある安全性ということも一つの競争条件でござひますから、これも十分念頭に入れて検討しているわけでござひますので、決して安全性がどうでもいいという話ではござひません。

ただ、今の安全性に関連して、機体の整備などを新規参入者に日本航空あるいは日本エアシステムがサービスするという話は、これは安全性と余り直接関係のない話でござひますので、その辺、申し添えさせていただきます。

○大島(令)委員 私は、新聞報道を例に挙げましたけれども、この中に、新規航空会社からの機体整備を積極的に受託するなどということの一部報道されておりました。統合承認へという含みを持たせた報道になつておりました。質問の中でも、確定したということを取り上げてはござひませんので、御理解いたたきたいと思ひます。

そこで、修正計画の中に、機体整備を積極的に受託するということは、先ほど委員長から安全性も競争条件の一つであるという御答弁をいたたきまして私は非常に安心したわけでござひますが、今後ともそういう側面を重視して引き続き検討をしていただきたいと思ひます。

次の質問に移ります。
公正取引委員会の調査権限の強化について委員長にお伺ひします。
独禁法の違反者に対して、罰金など司法上の措置である刑事罰を科すには、公正取引委員会から検事総長に告発しなければなりません。公正

取引委員会は、独禁法の専門的な運用機関として、違反行為を犯罪として積極的に告発するということが近年とても期待されていると思えます。実際に告発されたケースは少ないと思えますけれども、平成二年に公正取引委員会が告発方針を公表して以降、これはわずかに六件にとどまっております。入札談合、価格カルテルなどを含むカルテルについて審査した事件数は、平成十二年度だけでも二十五件ありましたけれども、告発に至った事件は一件もなく、ほとんどが勧告あるいは警告などの行政的手段によって処理されております。

これは、公正取引委員会が専ら告発を目的とする犯罪調査権限を付与されていないという制度的な問題が原因とも言われております。実際、ポリプロピレンの価格カルテル事件においては、公正取引委員会内部では告発すべき重大犯罪であるとの認識があつたにもかかわらず、犯罪として起訴するには証拠が不十分などの検察側の判断から告発が見送られたことが伝えられております。

入札談合、価格協定等のカルテルや参入制限行為等については、直接的な証拠が残されていることは少なく、犯罪調査権限を持たない公正取引委員会にとっては、証拠収集など摘発のための審査が困難なものとなつておられると思つております。違反行為の捕捉率を高めるためには、公正取引委員会にも国税当局ですとか証券取引等監視委員会のような犯罪調査権限を付与することも検討すべきと思つておりますが、当事者の公正取引委員会としては、この件についてどのように考えているのか、お願ひいたします。

○根来政府特別補佐人 二十一世紀の競争政策を考える懇談会、そこらからいただいた提言の中にも措置体系の見直しという項がありまして、いろいろ提言をいただいているわけがございます。その中にもあるわけですが、これは私も私の方でやはり慎重に検討させていただくことであり、成案を得られればこの国会で御審議をいただきました。

い、こういうふうな思つております。ただ、私、非常に個人的なことで、私も検察庁におり、また公正取引委員会に職を奉じているもので、二足わらじみたいなものですからどちらが正しいとも言いかねますけれども、事件というのはなかなか難しいわけでございます。これは政治的とか行政的にやる話ではなくて、やはり証拠の問題になるわけでございます。

御承知のように、刑事事件というのは、伝聞証拠等は禁止されているわけでございます。一方、行政手続は、伝聞証拠でも何でも実質的証拠があればいいということで、証拠の評価が全く違うわけでございます。そこが難しいところでございまして、また、独占禁止法は、直接公正取引委員会に責任追及というような立場を与えていないわけでございます。そういう法律全体の問題も一つあるわけでございます。

そういう点がいろいろございまして、やはり慎重に部内でも検討し、また有識者の御意見もお願いしたい、こういうふうな思つておられる次第であります。

○大島(令)委員 話は一般的なことでございましてけれども、国税当局というのは日本の税を集めるところでございまして、査察権ですとか捜査令状を持って朝七時、六時ぐらゐから、疑いのある、もう証拠があるということで踏み込んでやるわけです。それは、税金というところで全く違う法律のもとに行われているわけですが、一般の私たちから見ましたら、個人とか法人が行った脱税事件にしましては非常に強い権限を国税庁は持っております。

を受ける、しかし、企業が行ったこういう問題にしましては比較的手ぬるいなという印象を私は受けるわけなんです。そういう観点から、今後の課題とは、委員長が御答弁されましたけれども、先ほど中山委員の質問の中で、現行法でやってみてその後法律改正をという御答弁も同じ趣旨の質問でございましたけれども、改めて、国税当局や証券取引等監視委員会のような犯罪調査権限が付与されることに関してどのように考えているか、もう少し踏み込んだお考えを聞かせていただけないでしょうか。

○根来政府特別補佐人 まことに個人的な話ですが、私も、検察庁におりますときに財政経済係検事をやりまして、脱税事件も何件かやっております。国税局と非常に密接な関係を持ちましてこういう事件を今のようにやれたわけでございますが、それには長い歴史がありまして、いろいろ研究をし、そして今になって実つたということもあります。

脱税事件というのは、要するに脱税したお金をどこかに隠しているものですから、これを見つければ問題がないわけですが、談合と見つけば、最近はどうも本当に上手に談合するものですか、なかなか証拠がつかみにくいというところがございます。また、犯罪調査権限の調査というのは裁判所から令状をもらうわけでございますけれども、令状をもらうときに、私どもは、談合事件については、どういふふうな陳明資料を裁判所に持つていくかということから考えなければいけないといういろいろ技術的な問題がございますので、先ほど申し上げたように、慎重に考えさせていただきますというお話を申し上げたわけでございます。

先ほど、現行制度でできちつとやっておりますことを申し上げましたけれども、あれも欲しいこれも欲しいということではなくて、私も私どもは、やはり足元を固めて、現行制度でできるだけやっつけて、そしてなおかつ足りないところは補充していくということをお考えないと、あれも欲しいこれも欲しいという態度は役所としてはやはりまずから

うということでも申し上げたわけでございますので、御理解賜りたいと思ひます。

○大島(令)委員 私も、地方議員のときに、大きな公共事業、そういうときに私も入札時における談合の電話が入ってきたり、また文書で寄せられたりするものが複数回ございました。そこを議会の全員協議会で諮りまして、首長も公正取引委員会に訴えたからということで、一たんその入札を見合せて、翌々日ぐらゐ、公正取引委員会から、事実はないということで入札が行われた。

そのときに、やはり公共事業ですから私たちの税金でやるのに、そういう情報が寄せられたにもかかわらず、そのことに対する機関というのが公正取引委員会しかないわけでございます。そういう歯がゆい思いを私も経験しましたので、ぜひこの面に関して、今後少し積極的な御検討をいただけるといいなと思つておられます。

それによつても、先ほどの御答弁の中で、体制が六百人、そのうち審査する方が三百人、八つの出先機関しかないということも踏まえて、そういう側面もあるということも踏まえて、やはりこれからの経済社会の中で公正取引委員会にどういふ役割が求められているのかということも考えた上で、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○谷畑委員長 塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 日本共産党の塩川鉄也です。今回の独禁法改正の起点となつたのが、五年前の九七年の法改正であつたわけですが、この九七年の改正で、持ち株会社の設立、転化の全面禁止から、原則自由、例外禁止に改められました。

この改正後の五年の間に、法律上届け出義務のある持ち株会社の設立は十三社、そのうちの八社までが金融持ち株会社でした。巨大な金融会社グループが生まれています。同時に、届け出義務のない持ち株会社も多数誕生して、さらに、今後設立予定のものも、公取の調査でも数十社に上ります。日本の金融界や産業界に合併や買収、会社の

分社化、会社分割など、企業再編の巨大な変化が
つくれるきつかけとなったのが五年前の法改正
だったと思います。

そこで、委員長にお聞きします。
そもそも一般集中規制が規定をされている根拠
は何なのか、どのような弊害があると想定をして
いるのか、お聞かせください。

○根来政府特別補佐人 先ほど申しましたよう
に、独占禁止法的一条に、事業支配力の過度の集
中を防止しようとする文言があるわけでござい
ます。その文言を受けて、一般集中規制あるいは
市場集中規制という二つの柱を立てまして、一般
集中規制では、文字どおり一般的な規制を行って
いるわけでございます。

これは、理解するところでは、国民経済全体に
おける特定の企業グループへの集中等を防止する
ものでありまして、事業支配力が過度に集中する
企業グループが形成されることによって排他的な
取引関係が形成される場合には、事業者の市場へ
の自由な参入や価格、品質、サービスを中心とし
た公正な競争が妨げられたりすることにより競争
にゆがみが生じ、ひいては国民経済に大きな影響
を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げにな
るといふようなことを考慮いたしまして、そのよ
うな弊害を防止するために定めたものと理解して
おります。

○塩川(鉄)委員 そこで、この純粹持ち株会社の
解禁という五年前の法改正後を見たときに、大規
模な企業間の結合関係が強まるような事態が生まれ
てはいないだろうか、この点どのように受けとめ
ていらつしやるでしょうか。

○根来政府特別補佐人 確かに、形上は大きな企
業ができていくというところは否定するわけではあ
りません。

また、金融機関については、御承知のように、
合従連衡という非常に大きくなっているわけで
ございしますが、その大きくなつたことについて
は、私どもは、法の趣旨に反しないかどうかとい
うことについて十分監視の目を光らせております

ので、現時点ではそういう弊害が起こっていない
ものと承知しております。

○塩川(鉄)委員 公正取引委員会が、主要な企業
結合が行われた際の新聞発表が行われているわけ
ですけれども、そこで、その中でも紹介されてい
るのを幾つか数字で確認をしたいんですが、例え
ばみずほグループについて、持ち株会社の設立に
当たつての事業統合ということ、この文面にも
ありますけれども、上場企業全体に対するこのみ
ずほグループの融資先数の割合、また、融資が一
位となる割合というのはどのくらいか。

○鈴木政府参考人 恐縮でございますが、ただいま
手元にちよつとデータを持ち合わせておりませ
んので、後ほど調べさせていただきます。

○塩川(鉄)委員 確認までですので、私の方で紹
介しますと、このみずほグループ三行の合計を見
ますと、上場会社約二千三百社のうち、みずほグ
ループは、約千六百社、約七〇%に対して融資を
行うこととなります。また、このうち、みずほグ
ループに合流した三行からの融資額の合算が第一
位となる上場会社は約七百社で、上場会社全体の
三割を占めるという大きさのものです。

同様に、東京三菱グループで見ますと、上場企
業全体に対する融資先数の割合は八〇%に上りま
す。融資一位の割合というのは一二%。三井住友
銀行グループで見ますと、上場企業全体に対する
融資先数の割合は六〇%、融資一位の割合が一五
%。このような状況です。そして、三和銀行系の
UFJグループと合わせて四大銀行グループとな
りました。六大企業集団と言われる大企業集団に
大きな変化が生まれています。

この三井住友銀行設立の際の公正取引委員会の
記者発表文の中を見ても、企業集団内の事業
者同士の結びつきが維持強化されるとの見方が多
く、企業集団に属していることをもって取引先等
の選別が行われ、排他的、閉鎖的な取引関係とな
るとの懸念の声を紹介しております。

これに対し、当事者の銀行側からの申し出に
は、排他的な企業集団を形成する意図は持ってお

らず、白水会、二木会それぞれに対応するグルー
プの社長会に属する企業間の統合を支援、促進し
ていく考えはなく、新銀行が主導的に白水会、二
木会内の事業者間の結びつきを拡大強化するよう
な動きをすることはないと答えていたわけですが、
しかし現実には、この三井銀行系、住友銀行系
の統合の中で、ゼネコンにおける三井建設と住友
建設の統合の話なども進んでいるわけです。当事
者の言明とは違うようなことが実際に起こってい
ます。

公取が昨年にとめた企業集団の実態について
の調査報告書を見ても、銀行の統合が今後の企業
集団に与える影響を見ると、旧財閥系の企業集団
の三井グループ、住友グループでは、現在の企業
集団が維持継続されるといふ声が四〇・七%、関
係も深まるようになる三七・〇%というところで、
合わせて八割近くがこの関係の深まりを指摘して
います。それは、旧財閥系集団では、集団として
のブランドに価値が残るとする企業が多いので、
銀行の統合がむしろ両グループの関係をより親密
にする可能性があるという見られつつあります。

同様に三菱グループについては、主な統合銀行
がともに三菱グループメンバーであることから、
九〇・九%が、現在の企業集団が維持継続される
という点での企業集団の強まり、維持という声が
ここにも紹介をされているわけです。

そういう点で、九条の問題ですけれども、九条
のガイドラインの例えば第三類型との関係で、金
融分野、銀行、生保、損保などの事業分野で、こ
の三井住友銀行グループや、あるいは東京三菱の
銀行グループの現状、第三類型に照らしてどのよ
うに見ているのか、お聞かせください。

○鈴木政府参考人 この第三類型につきましても
は、相互に関連のある事業分野で有力な企業を傘
下におさめるといふことで、現在のところ、相当
数の点から、今御指摘のようなグループについ
て、禁止される持ち株会社に当たるとは考えられ
ない状況でございます。

○塩川(鉄)委員 例えば三井住友で見ますと、銀

行においては、二〇・五%のシェアで二位、生保
においては、住友生命が一四・三%で三位、損保
では、三井住友海上で一六・八%で二位、こうい
つた大きなシェアを占める状況というのがあるわ
けです。

持ち株会社グループの子会社の定義そのものも
狭いということもありますし、この九条ガイドラ
インに必ずしも当たらないということをお聞きす
るわけですけれども、本当にそうなのかというこ
とが問われていると思うんです。金融が金融を支
配することへの懸念の検証というの、この時点
に立つて改めて必要ではないかなというふうにお
思っております。実際、ガイドラインには法的な拘
束力がないということもありまして、率直に言つ
て、独禁法の報告書でも、持ち株会社ガイドライ
ンの見直し、検討を提起しているわけでありま
す。現状追認で、大企業再編の都合に合わせて
ガイドラインを変えていくということでは、
とんでもないことだといふふうにお聞きして
おります。

そこで次に、十一條の問題についてお聞きしま
す。金融会社が金融子会社を持つということは、
九七年十二月の十一條ガイドラインで可能とな
りましたが、そこで、この十一條そのものにはど
のように書かれているのか、この点を確認したいと
思います。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。
現行の第十一條におきましては、「金融業を営
む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主
の議決権の百分の五を超えて有することとなる場
合には、その議決権を取得し、又は保有してはな
らない。」といふことで、他の国内の会社というこ
とでございまして、金融会社も含めての規定の
しぶりになっております。

今回の改正案におきましては、「銀行業又は保
険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をそ
の総株主の議決権の百分の五を超えて有すること
となる場合は、その議決権を取得し、又は保有し
てはならない。」といふことで、その前に、他の国

内の会社とこの意味につきまして、改正法案の第十條の第二項におきまして、「銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社」といった場合、括弧書きにおきまして、「銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。」とありますので、ここで、今回の改正案におきまして、銀行業または保険業の金融会社が他の会社の株式を持つという点において金融会社が除かれるということになるわけでございます。

○塩川(鉄)委員 国会での議論はされていないという重大問題というのを、公取の裁量だけでやっているということですか。その点が今問われているんだと思うんです。

○鈴木政府参考人 これまでにおきましては、私どもの運用の考え方として、金融業に密接な関連のある会社等を含めて、五%以上持つてもいいという場合を定めて、あるいは認めているわけでございます。

○鈴木政府参考人 これまでにおきましては、私どもの運用の考え方として、金融業に密接な関連のある会社等を含めて、五%以上持つてもいいという場合を定めて、あるいは認めているわけでございます。

○鈴木政府参考人 これまでにおきましては、私どもの運用の考え方として、金融業に密接な関連のある会社等を含めて、五%以上持つてもいいという場合を定めて、あるいは認めているわけでございます。

○鈴木政府参考人 銀行の方は、第十一條におきまして、そのただし書きにおきまして、「ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。」として、ただし書きに基づいて認めておるわけでございます。立法にないということではございません。

○鈴木政府参考人 私の記憶する限りでは、国会

○鈴木政府参考人 私の記憶する限りでは、国会

○鈴木政府参考人 私の記憶する限りでは、国会

○鈴木政府参考人 私の記憶する限りでは、国会

○鈴木政府参考人 私の記憶する限りでは、国会

規則で定める場合というふうな書いているものから、そういうふうな運用をやってきたというふうな思われ方があります。

また、ガイドラインにつきましても、私も法律を勉強した者として一つ感じを持っているんですけれども、独占禁止法というのは極めて抽象的な規定が多いわけですね。だから、抽象的な規定をどういうふうな解釈するかということについてガイドラインで決めていくわけでございます。

私も、初めはガイドラインで決めるのについて若干違和感があったわけでございますけれども、これはやはり、経済というのは動いているものから、動いている経済をどういうふうな捕捉するかというの、法律で大枠を決めていくというふうにはしないと、なかなかうまくいかないんじゃないかという感じから今の立法を容認しているわけでございます。

○塩川(鉄)委員 金融会社が金融子会社を持つということになれば、それぞれの持ち株によって事業会社に対する支配力が一層強まるという事態が生まれるわけです。そういう点でも、こういった重大な問題について国会に諮って議論してこそ、多くの国民の皆さんにも事態もよく見え、この議論そのものが国民的なものになっていく。そういった法改正そのものが、この五年間、独禁法改正だって何回か出されたわけですね、そういうときにも持ち出されないので、五年間放置して、公取のガイドラインで公取の裁量のままに行われていた、この点が重大問題だと思えます。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。産業界再生特別措置法に基づいて計画認定をいたしました金融機関及び減税額上位五社でございますが、みずほフィナンシャルグループ百四十二億円、三菱東京フィナンシャルグループ六十三億円、UFJグループ五十五億円、大和銀ホールデ

○増井政府参考人 お答え申し上げます。産業界再生特別措置法に基づいて計画認定をいたしました金融機関及び減税額上位五社でございますが、みずほフィナンシャルグループ百四十二億円、三菱東京フィナンシャルグループ六十三億円、UFJグループ五十五億円、大和銀ホールデ

次に、この間の独禁法の改正を通じての持ち株会社の一番のねらいの問題でございども、この点については、五年前の法改正の際、経団連の競争政策委員長の弓倉礼一氏がこのように述べていました。持ち株会社のメリットの最大ものは、新規事業部門への展開の促進と企業リストラクチャリングの円滑化にある、このように端的に述べておられます。

率直に、持ち株会社がリストラのてこにされている、このことが、お手元に配付をしました資料でも紹介をしておりますけれども、例えば、この「四大銀行グループの従業員数の推移と削減計画」を見ても、みずほグループでは、九七年三月期、従業員数三万七千七百六十八人に対し、〇一年三月期は三万二千四百九十二人で、五千二百七十六人の減、それから、公的資金投入にかかわる経営の健全化のための計画によって、〇五年度までにさらに六千九百九十二人を減らして二万六千四百人の体制にする、こういったのが挙げられております。UFJでも同様に、九七年三月期、三万三百七十四人が、〇一年三月期では二万五千五百十二人、四千八百六十二人の減、経営健全化の計画との関係で、三千五百十二人さらに減らして、〇五年度には二万二千人にする。こういったことが三井住友、三菱東京ともあわせて行われてきています。

そこで、このようなりストラの問題で、私は、やはり今の政府全体が企業のリストラを後押しするような仕組みをつくっている、その点で産業界再生法もその一つだと思えます。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。産業界再生特別措置法に基づいて計画認定をいたしました金融機関及び減税額上位五社でございますが、みずほフィナンシャルグループ百四十二億円、三菱東京フィナンシャルグループ六十三億円、UFJグループ五十五億円、大和銀ホールデ

○増井政府参考人 お答え申し上げます。産業界再生特別措置法に基づいて計画認定をいたしました金融機関及び減税額上位五社でございますが、みずほフィナンシャルグループ百四十二億円、三菱東京フィナンシャルグループ六十三億円、UFJグループ五十五億円、大和銀ホールデ

インクス四十二億円ということになっておりま

す。
○塩川(鉄)委員 五番目に、三井トラスト・ホー
ルディングスが十四億円ということでは挙げられて
います。

二枚目の配付資料でも紹介しておりますけれども、それぞれに対応して、「産業再生法計画認定
企業と登録免許税の減税額・リストラ計画を一
覧にしてあります。そういう点でも産業再生法と
いうのが大銀行のリストラ応援の仕組みだったの
じゃないか、こういうこともこういう数字からう
かがい知れるのではないかと、私には率直
に思うわけでありませう。

持ち株会社についての調査報告書の中のアン
ケートでも、連結納税制度や会社分割法が整えば
持ち株会社化を目指すという声が多数寄せられて
おります。これまでのNTTやこれら大銀行から
全産業に持ち株会社化が大規模に進もうとしてい
るときだと思えます。

例えば鉄鋼業界では、川崎製鉄とNKKの持ち
株会社化が進行中でありませう、もう一方で、新
日鉄を中心に住友金属や神戸製鋼所などの事業
提携が進められています。こういった持ち株会社
化の動きについて鉄鋼労連も、持ち株会社化に当
たって、労使関係についての懸念の声を上げてい
るといのが実際であります。そういう中で、来
年にも持ち株会社化を目指しているのが住友金属
工業であります。

御紹介しますと、ことしになって会社が発表し
ました「カンパニー制の導入に関する件」という文
書がありますが、住友金属工業がつくっておりま
す。「変革と再生」実行プランに基づいてコスト改善
施策を計画しており完遂する、これとともに、純粋
持ち株会社体制への完全移行については、連結納
税制度等法令整備の状況や事業環境等を総合的に
勘案し、グループとして最適の時期を判断する、
そのねらいとする体制の構築については何として
も早期に実現する必要がある、そういうことで、
この四月一日よりカンパニー制を導入した、この

第一類第九号 経済産業委員会議録第九号

ように述べています。具体的には五つの、大まか
には四つのカンパニーをつくる。鋼板・建材カン
パニー、鋼管カンパニー、交通産機品カンパニー、
電車の車輪などですね、それからエンジンアリン
グカンパニー、こういうふうにも再編成をするとい
うことが挙げられているわけですね。

これはやはり、カンパニー制に向けてこの間大
きなリストラが行われました。そして、カンパ
ニー制を経て将来の持ち株会社化、純粋持ち株会
社化という流れがつけられているわけですね。この
間、「変革と再生」プランに基づいて子会社、関連
会社への出向者九千人をすべて転籍させるという
ことが行われてきました。そういう中で給与が三
割減をする、そういったのが全体の実態でありま
す。

この「変革と再生」プランの全コスト削減効果と
いうのは三百五十億円で試算をされていますけれ
ども、うち、労務費の削減分が三百億円で、九
千人分の出向者、子会社、関連会社へ出向した労
働者の本社との金額の差、これを補てんする額と
いうのが九千人分では三百二十九億円で、すなわ
コスト削減策のほとんどすべてが出向者の資金の
差額補てん三百億円の削減であり、この住金の
「変革と再生」プランというのは、文字どおり買下
げ、人減らしの計画に当たっているのではない
か、このことがねらいとしてもはつきりうかがえ
るのではないのでしょうか。

私、あわせて、下請の業者の皆さんのお話も聞
きました。構内下請一本のある業者さんなども、
ピーク時六台のトラックが今現在二台だ。どんど
ん仕事も単価も下がっている。単価は七掛け、量
も七掛けで、売り上げは半分以下に陥っている。
そういう中で、この間、単価の二割削減、ことし
からさらに一割削減という話も出ているわけ
です。

そこで、最後に公取委員長と大臣に伺いたいと
思います。
公取委員長には、このような単価の切り下げの
問題について、一方的な単価の押しつけは独禁法

平成十四年四月十二日

の優越的地位の乱用に当たる。この実態をよく調
査し、しかるべき是正措置をとるべきだと思いま
すが、その点を伺います。

それから、平沼大臣には、経済産業省自身が、
かつて産業政策局長のもとにあつた企業法制研究
会などで持ち株会社化を推進してまいりました。
さらに、産業再生法でのリストラ促進策もありま
す。私は、国民生活、中小企業、日本経済を考え
ても、この持ち株会社化の推進という方向を見直
すべきではないか、このことを率直に思います。
その点での大臣の見解を伺いたいと思います。

○根来政府特別補佐人 前々から繰り返し申し上
げておりますように、いわゆる下請法につきまし
ては、中小企業庁と協力いたしまして、厳正にか
つ積極的に対処いたします。ですから、今のよう
な事案を含めて厳正に対処するということを申し
上げておきます。

○平沼国務大臣 近年、経済のグローバル化の進
展でありますとか国際競争の激化等、我が国企業
をめぐる環境は大きく変化をしております。こう
した中で、迅速な意思決定やみずからの得意分
野、新分野への経営資源の重点配分などを円滑化
する持ち株会社形態は、我が国企業にとつても極
めて有意義な選択肢であると私は考えています。
このため、持ち株会社設立が解禁されて以来、
我が国企業の中にも持ち株会社形態を採用する企
業が相当あらわれている、こういうふうにも承知し
ております。

したがって、今後とも我が国企業が、持ち
株会社形態の採用を含めて、最適な企業組織形態
を選択して国際競争の中での確かな企業経営を展
開していくことを期待しております。

しかし、御指摘のように、いろいろそういう厳
しい面もあるわけでありませうから、そういうこと
に関しては、私どもも企業側といろいろ相談をし
ながら、そういう過度なものが起こらないように
努力をしていかなきゃいかぬ、こう思っていま
す。

○塩川(鉄)委員 終わります。

○谷畑委員長 次回は、来る十七日水曜日午前八
時五十分理事会、午前九時委員会を開会すること
とし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時七分散会

平成十四年五月一日印刷

平成十四年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K